

カンボジア会社設立マニュアル

2020年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
プノンペン事務所

ビジネス展開・人材支援部
ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）プノンペン事務所が、JBL Mekong Co., Ltd. (<https://www.jblmekong.com/index.php>) に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本資料はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください

- ・ジェトロおよび委託先は、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび委託先が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。
- ・本資料は、カンボジア王国政府当局の見解や実務、労働仲裁裁定などにも基づいていますが、これら（通常書面で発表されることはありません）は予告なく変更される場合がありますので、実際の手続や法解釈等が異なる場合がございます。
- ・本資料はカンボジア法に基づいて作成されており、諸外国の法律に準拠した内容ではありません。
- ・本資料はジェトロプノンペン事務所宛てに特化し作成された文書であり、利益目的での第三者への転用、流用などを禁じます。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援課
E-mail: BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・プノンペン事務所
E-mail: CPH@jetro.go.jp

JETRO

目次

第1章	会社設立に関する実務概要	1
第1節	投資・進出一般概要	1
第2節	会社設立法務概要	2
第3節	外資規制	5
第4節	会社法制概要	7
第5節	進出形態の選択	14
第2章	商業省における申請実務	22
第1節	商業省のオンラインシステムでの申請概要	22
第2節	現地法人の登記申請手続	26
第3節	外国会社の登記申請手続	32
第4節	パートナーシップの登記申請手続	37
第5節	個人事業の登記申請手続	42
第3章	租税総局における申請実務	46
第1節	税務署における申請概要	46
第2節	新税務登録に関する概要	51
第4章	労働省における申請実務	56
付録	参考資料一覧	61

第1章 会社設立に関する実務概要

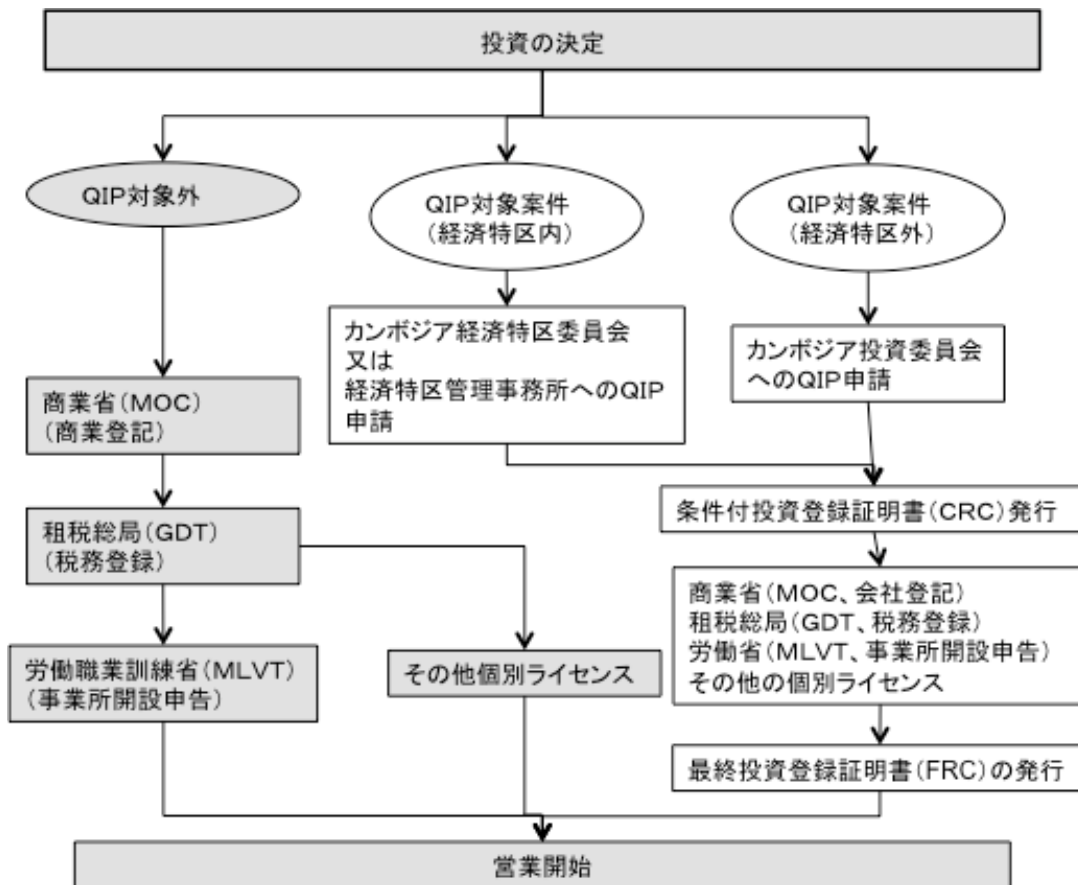
第1節 投資・進出一般概要

カンボジアの進出には以下の3つの方法が存在します。

①経済特区内の適格投資案件 (Qualified Investment Project, QIP)、②それ以外の場所で実施される適格投資案件、③適格投資案件とならない通常の投資案件、これら3つの種類により所轄の審査機関が異なります。

それぞれの投資の流れは下表の通りです。本マニュアルでは、主に、③の適格投資案件対象外の会社設立手続について解説します。①、②の適格投資案件に関する詳細や手続の流れについては、カンボジア開発評議会発行の「カンボジア投資ガイド (2013年)¹」をご参照下さい。

[図表1 投資申請手続のフロー]



¹ カンボジア開発評議会ウェブサイト (<http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja>) から入手可能

第2節 会社設立法務概要

カンボジアの会社設立に際しては、外国法人、内国法人に関わらず、以下の法令等に準拠しながら、進出形態や進出計画を検討する必要があります。

- ・ 「投資法 (Law on Investment、1994年8月公布) 」
- ・ 「改正投資法 (Law on the Amendment to the Law on Investment、2003年3月公布) 」
- ・ 「改正投資法施行に関する政令 NO.111(Sub-Decree No.111 ANK/BK on the implementation of the Amendment to the Law on Investment of the Kingdom of Cambodia)」
- ・ 「商業規則と商業登記に関する法律 (Law on Commercial Rules and Commercial Register) 」
- ・ 「商業規則と商業登記に関する改正法 (Law on the Amendment of the Law on Commercial Rules and Commercial Register) 」
- ・ 「カンボジア会社法 (Law on Commercial Enterprise) 」
- ・ その他関連細則など

現在、カンボジアの会社設立実務、税務登録実務は制度面、運用面において転換期にあり、実務は日々変化しています。カンボジア進出の際には、必ず外部専門家に最新の状況を確認されるようお勧めします。

会社設立、駐在員事務所開設、支店開設、個人事業登録の基本的な流れは、図表1の通りです。商業省 (Ministry of Commerce) での登記完了後、租税総局 (General Department of Taxation) にて税務登録、パテントタックスの納付および付加価値税 (VAT) 登録を行います。

商業省および租税総局での登記、登録完了後、労働職業訓練省 (Ministry of Labor and Vocational Training) にて事業所開設申告を行う流れとなります。

各種登録にかかる申請期間は通常下記の通りですが、政治状況や署名権限者の状況により、下記期間よりも伸びる可能性がありますので、十分な余裕を持って手続を行うことが必要です。

- ・ 商業省での申請 2週間～1ヶ月程度
- ・ 租税総局での申請 1ヶ月～2ヶ月半程度
- ・ 労働省での申請 1ヶ月程度

【実務上の留意点1】 会社設立には予想以上に時間を要することも

カンボジアの申請手続は、申請するタイミングによっては上記期間内に完了しないケースが多数あります。

申請が長期化する場合としては、①祝日が重なる時期、②各省庁にて局長クラスの人事変更があったとき（新年度に実施される傾向有り）、③申請手続、必要書類の一部変更（新年度に実施される傾向有り）が実施された場合などが挙げられます。このような場合には、申請から完了までの期間が長期化するケースが見受けられます。

実際には、商業省での手続に1ヶ月以上要するケースもありますので、上記目安の期間については、カンボジア特有の事情を考慮されることが重要です。

なお、業種・業態によっては、監督省庁において個別の許認可を取得する必要がある業種や業態があります。基本的に、個別の許認可取得が必要な業種、業態の判断基準および手続等は各省庁発行の省令、通達等において定められています。

<参考 個別の許認可取得が必要な業種（一部）>

業種	監督省庁	備考
飲食店	観光省	衛生証明書、消防・消火証明書が必要
ホテル・ゲストハウス	観光省	消防・消火証明書が必要
旅行代理店	観光省	保証金の支払いが必要
不動産サービス業	経済財政省	無犯罪証明書の提出が必要
保険代理店/ブローカー業	経済財政省	無犯罪証明書の提出が必要
通関業	関税・消費税総局	通関に関する専門家が必要
運送業	公共事業運輸省	トラックについても登録が必要
診療所、病院	保健省	代表者はカンボジア国籍である必要あり
実習生の海外送出事業	労働職業訓練省	51%以上の株主および代表者はカンボジア国籍である必要あり

保証金の支払いが必要

教育機関

教育・青少年・スポーツ省 審査あり

もともと、実際の手続等については、法律と運用との間で乖離があるため、各種許認可取得の際には商業省、租税総局、その他関連省庁、もしくは外部専門家に問い合わせることをお勧めします。

〔実務上の留意点2〕 許認可の取得主体に関する留意点

個別の許認可取得の難易度は、業種によって異なります。申請手続については、年々、複雑化する傾向にあります。

取得要件や申請費用等は、法律、省令等において個別具体的に定められています。この点、法令上、許認可の取得主体（法人である必要があるのか、支店でもよいのか、個人でも取得可能なのか等）について明確な記載がないケースが存在します。

このようなケースとして、支店の場合にはある免許の発行は認められないというようなケースが実際に起こっています。このような点については事前の確認が必要となりますので、できる限り外部専門家に照会されることをお勧めします。

第3節 外資規制

カンボジアの外国投資関連法制度は、外国投資を奨励するように設計されています。

外国法人は土地所有等を除き内国法人と差別なく扱われており、多くの分野で自由に投資することが可能です(改正投資法8条)。

カンボジアの外資規制については、「改正投資法施行のための政令 NO.111」内の「投資禁止分野」、「ネガティブリスト」に基づいて、ネガティブリスト方式で外資規制が規定されています。

アセアン他国においてネガティブリストと呼ばれるものには、基本的に外国資本の投資が禁止される業種がまとめられており、当該リストに記載されていない業種については、外資企業は自由に投資ができると考えられています。この方式はタイ、ベトナム、ラオス、インドネシア等の多くのアセアン諸国で利用されています。

これに対して、カンボジアにおける「ネガティブリスト」は、QIP 不認可案件を意味しており、そもそも外資企業による参入が認められないという意味で使用されているアセアン他国の「ネガティブリスト」の概念とは異なりますので、ご注意ください。

また、文言上はネガティブリストに該当しないように見える事業でも、実務的に QIP 不認可案件と考えられてきた事業もあるため、QIP の認可申請にあたっては弁護士等の外部専門家に相談することをお勧めします。

[投資禁止分野]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">a. 向精神薬および麻薬物質の生産・加工b. 国際規則または世界保健機構により禁じられた有害性化学物質、農薬・農業用殺虫剤および化学物質を使用したその他の商品で、公衆衛生および環境に影響を及ぼすものの製造c. 外国から輸入した廃棄物を使用した電力の加工および発電d. 森林法により禁じられる森林開発事業 |
|--|

出典：「カンボジア投資ガイドブック」カンボジア開発評議会、2013

[実務上の留意点3] 省令、実務上の外資規制に要注意

カンボジアにおいても、一部、外資規制が認められる業種が確認されています。

例えば、2013年に発行された労働職業訓練省令第47号では、カンボジア人実習生の送出事業については外国人の持株比率は49%まででなければならないと規定されており、投資禁止分野やネガティブリストに記載されていない業種でも規制がなされているケースがあります。

また、その他実務上、外資の参入が実質的に規制されている分野もあり、進出の際には注意が必要です。

さらに、現時点においては自由に投資ができたとしても、急に外資制限が課される可能性もあり得ますので、進出前に法規制および進出展開後の法規制をしっかりとチェックされることが肝要です。

第4節 会社法制概要

カンボジアにおける株式や機関については、「会社法（Law on Commercial Enterprise、2005年6月公布）」で主に規定されています。

1 外国法人に関する会社法の適用範囲

(1) 適用範囲

カンボジア会社法 273 条によれば、「カンボジア王国内でいかなる事業活動（商行為）を行う（英語：Doing Business、クメール語：[XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX]）外国法人は、カンボジア商業登記法に従い、商業登記を行わなければならないと規定されています。

(2) 「事業活動」の意義

上記の通り、外国法人は、事業活動（商行為）を行っている限り、会社登録を行う必要があります。ここにおける商行為（「Doing Business」、[XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX]）の意義は、会社法 272 条において次のように定義されます。

外国事業者が、

ア 1ヶ月以上、製造、加工または役務提供のために事務所またはその他の場所を賃借する場合、

イ 1ヶ月以上、自己のために他人を雇用する場合、もしくは、

ウ カンボジア王国の法律によって外国人または外国法人に認められた業務を行う場合

従って、上記の3要件のいずれかを充たす場合には、カンボジアにおいて商業登録を行う必要があります。

2 株式

(1) 株式の種類

会社法は 143 条以下で株式について規定しています。

カンボジア会社法上、株式は額面株式であり、会社はその券面額以下で株式を発行することはできません。

また、会社は、種類株式を発行することができ、各種類株式に付される権利、特権、制限または条件を定めることができます。株式の種類としては、強制転換条項付株式、転換予約権付株式、償還株式、残余財産に対する優先権付株式、譲渡制限株式などが認められています（会社法 145 条）。

定款に種類株式に関する規定がない場合、発行株式は 1 種類とみなされ、すべての株式は同じ権利を有するものとされます（会社法 144 条）。

(2) 株式の譲渡

株式は会社法および定款によって定められた制限に従って、譲渡することができます。会社は株式の譲渡人と譲受人からの共同申請を受けた場合、記録に正確な記載をする必要があります（会社法 154 条）。

(3) 増資・減資

定款または社内規則に定めがある場合、取締役は、当該定款または社内規則の定めに従い、自らが決定した時期に、自らが決定した者に対して株式を発行することができます（会社法 146 条）。

他方、会社は、株主総会特別決議によって資本金額を減少させることができます。ただし、会社が、会社財産の払戻後に会社が支払不能に陥る状況または会社財産の換価価値が合計債務額を下回る状況にあると信ずるに足りる事情がある場合には、原則として減資を行うことができません（会社法 150 条）。

(4) 自己株式の取得

会社は、定款の規定に基づいて、自己株式の取得、株式の償還を行うことができます（会社法 155 条）。

(5) 株券の発行

会社法上、各株主は株券を取得する資格を有する旨規定されています（会社法 153 条）。ただし、実務上は株券が実際に発行されている例は少ないものと考えられます。

なお、株券面には、会社名、発行を受けた者の氏名、株式の種類、株券番号等を記載する必要があります。

3 機関

会社法には次の会社における機関が定められています。

(1) 株主総会

ア 開催場所

株主総会は、定款または規則が定めた場所、もしくは取締役会が決定したカンボジア国内の場所において開催する必要があります。ただし、議決権を有するすべての株主が同意する場合には、株主総会はカンボジア国外で開催することも可能です（会社法 205 条）。

イ 開催時期

設立時取締役は、会社設立後 1 年以内に株主総会を開催することが義務付けられています（会社法 117 条、206 条）。

また、1 年に 1 度、決算報告を行うための定時株主総会を開催する必要があります（会社法 224 条等参照）。

取締役はいつでも臨時株主総会を招集することができます（会社法 206 条）。また、株主については、51%以上の議決権を有していれば、取締役に株主総会の開催を求めることができます（会社法 207 条）。

ウ 決議方法

定款に別段の規定がある場合を除き、株主総会の定足数は、議決権を行使できる株式を保有する株主またはその代理人の議決権の過半数を超えることが条件となります（会社法 217 条）。

エ 普通決議と特別決議

カンボジア会社法上、株主総会決議には、①普通決議と②特別決議が存在します。

普通決議とは、議決権を行使した株主の過半数をもってする決議をいい（会社法 88 条）、特別決議とは、議決権を行使した株主の 3 分の 2 以上をもってする、または、議決権を有する全株主による署名をもってする決議をいいます（同条）。

[図表 2 普通決議および特別決議に関するまとめ]

	普通決議	特別決議
決議事項	取締役の選任（118 条） 取締役の報酬決定（119 条） 監査役の選任および報酬の決定（229 条、231 条） 監査役の解任（232 条）	資本金の変更（150 条） 合併（245 条） 解散、会社清算（252 条） 定款変更、会社の商号、目的、事務所住所および配当の変更（236 条、238 条）

定足数 (217条)	議決権を行使することができる株主 (又はその代理人)の議決権が過半数 を超えること 例外：定款で自由に定めることが可能	規定なし (解釈上、普通決議の定足数の規定を準 用)
議決 (218条)	行使された議決権の過半数	行使された議決権の3分の2以上

[実務上の留意点4] 合併会社設立に関する実務上の留意点

合併契約、合併会社設立時の問題点

上記の通り解散や定款変更の際には、法律上、特別決議を実施することが義務付けられています。

しかしながら、各種定款変更や解散手続の開始など商業省を通じる申請、登録に関しては、議決権を有する株主全員の合意および署名が求められています。

つまり、この場合、「議決権を行使した株主の3分の2以上」という特別決議の規定にかかわらず、全株主の同意を要求するに等しい実務がとなっているため、注意が必要です。

このような法律と実務の乖離を踏まえ、現地パートナーの選定や合併契約の締結には慎重を期する必要があります。

[実務上の留意点5] 定款の雛形の慎重な検討

定款は、会社の憲法ともいえるべき非常に重要な法的文書であり、定款の重要性は相当高いと言えます。

ところが、多くの企業が定款の十分な検討を行わず、雛形としてコンサルタント等から渡された物をそのまま採用するケースが見受けられます。

雛形によっては、本来定款にあってはならないはずの条項が含まれていることがあります(過去には、「会社の債務について株主は全ての責任を負う。」というような会社制度を根本的に否定するような条項や、資本金の半分に相当する金額の損失が生じた場合には会社は清算されなければならないといった条項が実際に採用されていることがありました。)、そのような条項を会社設立の際に導入しないように細心の配慮が必要といえます。

(2) 取締役

ア 取締役の資格

18歳以上の法的能力のある自然人であれば、会社の取締役もしくは執行役員を務めることができます。定款または規則に別段の資格要件に関する定めがない限り、取締役には株

主であることの資格要件はありません（会社法 120 条）。また、取締役の国籍要件も特段存在していません。なお、居住要件については、別途、第 3 章第 2 節の新税務登録制度で説明します。

なお、カンボジア王国内の公務員は会社の取締役になることはできないと規定されています（公務員一般法に関する法律 35 条）。

イ 取締役の選任・解任・任期

取締役の選任は、株主総会の普通決議によります（会社法 118 条）。他方、取締役の解任は、株主の過半数の賛成により、株主総会決議を経る必要がない上、決議要件も異なるため、注意が必要です（会社法 124 条）。

取締役の任期は、別途定めない限り 2 年間であり、再任が可能です（会社法 121 条）。

ウ 取締役の人数

取締役の人数は、私的有限責任会社においては 1 名以上、公開有限責任会社の場合においては 3 名以上必要です（会社法 118 条）。

エ 取締役の権限・義務

取締役の権限は定款で定めることができます（会社法 119 条）。

取締役は会社に対して忠実義務および善管注意義務を負います（会社法 289 条）。また、取締役は、定時株主総会において、株主に対して同会計年度の計算書類を提出する義務があり（会社法 224 条）、この会計書類の提出に当たっては、取締役による承認と、監査役による報告書の添付が必要です（会社法 226 条）。

(3) 取締役会

カンボジア会社法には、取締役会の設置義務に関する記述はありませんが、取締役会の存在を前提とした記載がなされています（会社法 88 条 5 号等参照）。

取締役会は、原則として、カンボジア国内にて 3 ヶ月に 1 度以上開催することが義務付けられていますが、定款に規定した場合には、カンボジア国外、書面、電話による取締役会も可能とされています（会社法 128 条）。

取締役会の定足数は、全取締役の過半数です（会社法 131 条 1 項）。1 名の取締役は 1 議決権を有し、決議要件は、出席取締役の過半数の賛成とされています。取締役会が開催された場合、議事録の作成、保存が必要とされています（同条 3 項）。

取締役会は、書面決議における全取締役過半数の賛成により、委員会を設置することができます（会社法 131 条）。委員会は取締役会の過半数により指名された 1 名以上の取締役によって構成されます（同条）。

(4) 監査役

ア 監査役の設置義務

会社は、有価証券（株券を含む）の一般公開をしていない等の場合を除き、定時株主総会普通決議によって、監査役を選任することが義務付けられています（会社法 230 条、229 条）。即ち、株式等を公開していない会社については、監査役を置かないことが認められています（会社法 230 条）。

イ 監査役の資格

監査役は、個人または公認された会計事務所において活動する公認会計士である必要があります（会社法 88 条）。

ウ 監査役の任期

監査役の任期は 1 年とされており、毎年の定時株主総会において選任する必要があります（会社法 229 条）。

エ 監査役の義務

監査役は、会社法において要求される計算書類等について、株主に対して報告を行うために必要と認められる監査を行わなければならない、これに対して取締役、使用人等は監査役が必要とする会計帳簿等の各種資料・情報を提供しなければなりません（会社法 234 条）。

(5) 会計監査

以下の 3 つの基準のうち 2 つを満たすすべての個人事業主または会社は、「カンボジア公認会計士・監査士協会（Kampuchea Institute of Certified Public Accountants and Auditors、「KICPAA」）」の監査士リストに登録され、独立性を有している会計監査人による監査を受ける必要があります（会社会計、監査および会計業法に関する法律 16 条）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 年間売上高 30 億リエル（約 75 万 US ドル）以上・ 総資産 20 億リエル（約 50 万 US ドル）以上 |
|---|

- ・ 従業員数 100 人以上

他方、上記要件に該当しない会社については、会計監査を受ける必要は特段ありません²。

[図表 3 カンボジアと日本における機関の制度比較]

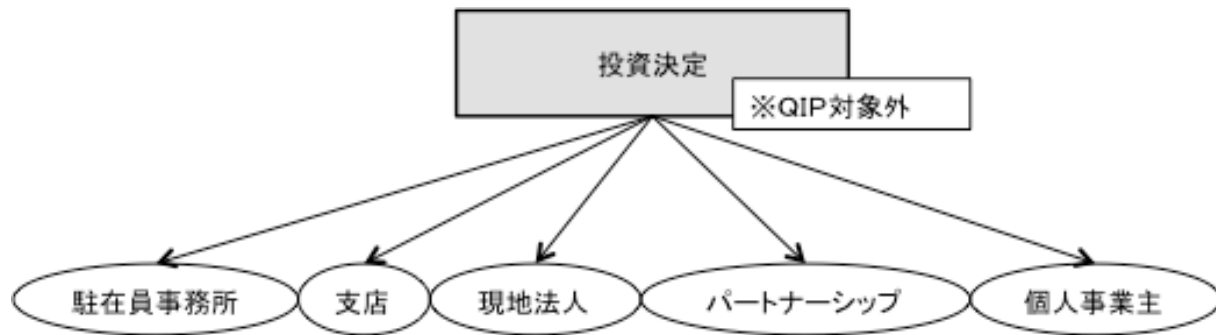
	カンボジア	日本
株主総会	1 人以上の株主（私的有限責任会社 においては 30 人まで）	1 人以上の株主
取締役	非公開有限会社：1 名以上 公開有限会社：3 名以上	1 名以上 (取締役会設置会社では 3 名以上)
取締役会	記載なし	任意的設置機関
監査役（会）	株式等を一般公開していない会社： 任意的設置機関 株式等を一般公開している会社： 必要的設置機関	取締役会設置会社においては必要的設置機関

² QIP 取得企業は要件を満たさなくとも、監査を受ける必要がありますので注意が必要です。

第5節 進出形態の選択

カンボジアに進出する主な形態には、①駐在員事務所、②支店、③現地法人、④パートナーシップ、⑤事業協力契約、⑥個人事業主などの方法があります。この内、①から④については、カンボジア会社法において規定されています。

図表4 進出形態の決定



〔実務上の留意点6〕 QIPの適用に関する留意点

上記の内、投資法上、適格投資プロジェクト（Qualified Investment Project、以下「QIP」）の適用があるのは、③現地法人の形態だけであり、その他の進出形態においては適用されませんので注意が必要です。

1 進出形態の概要

(1) 駐在員事務所

駐在員事務所は、主に本国の親会社の業務関連の連絡、情報収集を目的として設置される法形式です。

国内で商品の売買やサービス提供、生産・建設活動などを行うことは認められていません。会社法 274 条によれば、その業務は市場調査の実施、展示会の開催などに限定されており、現地従業員との間の雇用契約、賃貸借契約、水道光熱費の契約等を除く契約の主体になることはできません。

前述したとおり、駐在員事務所ではQIPの適用を受ける事はできません。

駐在員事務所は、課税対象となる事業活動が認められていないので、法人税の課税対象とはなりません。従業員給与に対する個人所得税、各種源泉徴収税および年間事業税に対する課税は行われますので、注意が必要です。

ラオス等、他国で採用されている、駐在員事務所に対する期間的な制限・延長制限は、カンボジア会社法上は規定されていません。

[図表 5 駐在員事務所に関するまとめ]

所在地	カンボジア国内の住所を商業省および租税総局に登録する必要があります。
駐在員事務所名	親会社の商号と同じある必要があり、親会社の商号の前に「駐在員事務所 (Representative Office)」という名称を入れる必要があります (会社法 276 条)。
権利能力	親会社への紹介を目的とする顧客との接触、商業情報・市場の調査、宣伝活動、連絡業務、親会社を代理して行う現地顧客との契約に限られます。 雇用契約、賃貸借契約および水道光熱費の契約を除き、契約主体となることはできません (会社法 274 条、上述のとおり、親会社を代理して行う契約は除きます)。
税務	法人税については対象外、個人所得税、源泉徴収税については課税対象

(2) 支店

外国会社は、カンボジア国内で支店を通じて事業を行うことができます。

支店は、独立した法人格を有しておらず、債権債務は本国の会社に直接帰属することになります (会社法 279 条)。

外国会社支店の権利能力は、カンボジア法令により外国企業に対して禁止されている行為を行わない限りにおいて、内資企業と同様に定期的な物品の販売、製造、加工やサービスの提供を実施することができると規定されています (会社法 278 条)。

課税に関しては、原則的に現地法人と同様の課税義務を負います。

前述の通り支店についても、QIP の適用がないので注意が必要です。

また、カンボジア法では全ての事業の拠点について登録が必要となりますが、外国会社支店は国内支店を持つことができず、また、外国会社の支店を複数登録することもできないため、カンボジア国内において複数の拠点を持って営業を行う予定がある場合には、支店という形態ではなく、以下で説明する現地法人の形態を採る必要があります。

[図表6 支店に関するまとめ]

所在地	事業活動を行うカンボジア国内の住所を商業省および租税総局に登録する必要があります。
支店名	親会社の商号と同じである必要があります、親会社の商号の前に「支店 (Branch)」という単語を入れる必要があります (会社法 281 条)。
権利能力	現地法人と同様の権利能力が認められます (会社法 278 条)。
税務	現地法人と同様の納税義務を負います。

(3) 現地法人

現地法人の形態は原則的に有限責任会社となります。これはカンボジアに投資する際、最も用いられる形態で、多くの場合、海外親会社の子会社として設置されています。

カンボジアにおいては、外国人または外国企業の 100%出資により有限責任会社を設立することができます (会社法 283 条)。有限責任会社への出資比率には、100%カンボジア資本と、100%外国資本、そして、カンボジアと外国資本の合弁の 3 種類が存在しています。

外国人または外国法人が 51%以上の出資を行っている場合には、当該現地法人は「外国法人」、51%未満の場合には「内国法人」と定義されます (会社法 101 条、283 条)。

なお、額面株式制度を採用しており、最低資本金額は 400 万リエル (約 1,000US ドル³、額面 4,000 リエルの株式を最低 1,000 株発行する必要があります。) となっています (会社法 144 条)。

³ Acquiring Real Property in Cambodia A Legal and Practical Guidebook 42 頁参照

[図表7 現地法人に関するまとめ]

商号	固有の商号を設定することが可能です。ただし、利用したい商号が既に存在する、類似商号とみなされる等の場合には、商業省より認可がありませんので、注意が必要です。
資本金	会社は1株あたり額面4,000リエル以上で、最低1,000株を発行する必要がありますので、最低資本金は、400万リエル（約1,000USドル、1USドルは約4,000リエル）です。
有限責任	有限責任であり、株主の責任は各自出資した資本金の範囲に限定されます（会社法285条）。
所在地	会社はカンボジア国内の所在地を登録する必要があります。
取締役	私的有限責任外社の場合は1名以上、公開有限責任会社の場合は3名以上の取締役が必要です。 取締役は、自然人である必要がありますが、国籍や居住地に関する制限は存在しないため、全取締役がカンボジア国内に居住していなくても適法です。
税務	法人税、源泉徴収税、個人所得税、付加価値税（VAT）が課税対象となります。

(4) 清算

清算手続については、駐在員事務所、支店、現地法人のいずれについても、商業省及び税務総局での清算手続を行う必要があります。労働者を雇用している会社については、これらに加えて、労働省及びNSSFへの通知が必要となります。更に、許認可を受けている支店、現地法人については、上記手続に加えて、管轄官庁に対する通知等の手続が必要となります。

商業省及び税務総局での清算手続について、駐在員事務所、支店、現地法人では手続に違いはありません。いずれに形態であっても、ネックは税務総局による税務調査であり、1年以上の期間がかかる点、未納税に対するペナルティを含む巨額の追徴課税を課せられる可能性がある点が大きな懸念点として挙げられます。清算に関する詳細については、カンボジアにおける事業閉鎖の手続き集（独立行政法人 日本貿易振興機構、2018）をご参照下さい。

[実務上の留意点7] 現地法人または支店どちらで進出すべきか

カンボジア進出時において、現地法人、支店での進出どちらがよいかという問題についてよく照会を受けますが、下記表の通り、一概回答を導くことは困難です。

進出の際には、各優位性について、会社の状況や事業内容などを総合的に勘案した上、進出形態を決定することが必要になります。

下記表の記号については以下の通りです。

- ・ > 現地法人での進出のほうが有利と考えられる場合
- ・ < 支店での進出のほうが有利と考えられる場合
- ・ = 相違がない場合

	現地法人	優位性	支店
活動範囲	(法令で禁止される行為を除き) カンボジア内国法人と同様	=	法令で外国企業に対して禁止されている行為を除き、内国会社と同様、定期的な物品の販売、製造、加工やサービスの提供を実施することが可能
設立実務	・定款の作成、認証が必要 ・資本金払込、Bank Confirmationの提出が必要	<	・定款の作成不要 ・資本金の振込が不要
会社法務	・株主総会の開催（年1回以上） ・取締役会の開催（3ヶ月に1回） ・株式譲渡や取締役交代時届出必要	<	・取締役会などの実施義務なし ・代表者変更の際には、届出が必要
QIP 適用	適用可能	>	適用不可
債権債務	・私的有限責任であり、株主の責任は各自出資した資本金の範囲に限定 ・現地法人は親会社とは異なる別の法人格を有するため、親会社はリスク回避可能性を有する	>	・独立した法人格を有しておらず、債権債務は本国の会社に直接帰属（会社法279条）
税務会計 ⁴	・カンボジア国内企業と同様（月次、年次決算報告義務有り）	=	・カンボジア国内企業と同様（月次、年次決算報告義務有り）
労務	・労働省への申請や届出が必要	=	・労働省への申請や届出が必要
拠点展開	・国内支店の設立が可能	>	・国内支店の設立が不可能
撤退	・税務調査以外の手続については、難易度は高くない ※解散・閉鎖時に租税総局による税務調査が実施されるが、解散・閉鎖時の税務状態によって難易度が変化	=	・税務調査以外の手続については、難易度は高くない ※解散・閉鎖時に租税総局による税務調査が実施されるが、解散・閉鎖時の税務状態によって難易度が変化

⁴ 対親会社との関係で現地法人、支店で処理方法が異なります。本点は親会社側の国の税務に精通している専門家にご確認されることをお勧めします。

(4) パートナーシップ

パートナーシップは、医者、弁護士、会計士など専門家の事業に適した形態です。パートナーシップは複数の関係者間の契約で、一般パートナーシップと限定パートナーシップの2種類が規定されています。日本の会社法における合名会社が一般パートナーシップ、合資会社が限定パートナーシップに近い概念となります。

なお、実務上、パートナーシップという形態が利用されるケースは多くありません。

ア 一般パートナーシップ

一般パートナーシップは、2名以上の自然人または会社が事業を営むために一般パートナーシップ契約を締結することにより成立します。各パートナーは共同出資者として利益を共有し、事業運営を実施することができ、パートナーシップの債務について無限責任を負います。

イ 限定パートナーシップ

限定パートナーシップは、1名または複数の一般パートナーと、同じく1名以上の限定パートナーとの間においてパートナー契約を締結することにより成立します。一般パートナーは、パートナーシップを運営し、拘束されるのに対して、限定パートナーはパートナーシップの出資分についてのみ拘束を受けます（会社法72条）。つまり、限定パートナーは、出資に応じた金額または資産価値を限度として、責任を負うに留まります。他方、限定パートナーは、その出資分に応じて利益を受け取り、債務に関しても出資金額もしくは資産価値を限度としてのみ責務を負います（会社法64条）。

(5) 事業協力契約 (Business Cooperation Contract)

事業協力契約は、カンボジア政府または公的機関と共同事業を行い、その事業に出資する代わりに利益配分を受ける形態をいいます。新たに法人を設立するのではなく、事業活動から収益を分け合うという形態で、過去、数事例認められています。

(6) 個人事業主 (Sole Proprietorship)

カンボジアでは法人等を設立せずに商業省での個人事業主の登記が認められています。

個人事業主の登記の方が必要書類等は少なく、簡便な側面はありますが、個人事業主の場合、事業の失敗などの場合に無限責任を負わなければならないというリスクもあります。また、2016年に改正された新課税制度下における納税者に該当する場合（第3章第1節1参照）、月次税務申告が義務化されていますのでご留意ください。

[図表8 カンボジアへの進出形態のまとめ]

形態		特徴	長所	短所
駐在員事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・営業活動を行うことができない（ただし、親会社への紹介を目的とする顧客との接触・親会社を代理して行う現地顧客との契約については可） ・本社と同一の法人格 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内組織や定款、会計の簡素化 ・法人税の発生なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・QIPの適用なし ・親会社への紹介を目的とする顧客との接触、商業情報・市場の調査、連絡業務、親会社を代理して行う現地顧客との契約行為等、活動が限られる ・課税対象となる事業活動は認められない
支店		<ul style="list-style-type: none"> ・本社と同一の法人格 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内組織や定款、会計の簡素化 ・（禁止業務を除き、）内国会社と同様の業務を実施可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・QIPの適用なし ・支店の債務は本社に帰属 ・本社の変更不可 ・国内支店の設置不可
現地法人	私的有限責任会社	<ul style="list-style-type: none"> ・株主1名以上 （株主が1名の場合は単独株主私的有限責任会社） ・取締役1名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・親会社と別の法人格を持つため、親会社はリスク回避可 ・株主の責任は払込金額に限定される ・QIPの適用あり ・（禁止業務を除き、）内国会社と同様の業務を実施可能 	総会（1年に1回以上）、取締役会（3ヶ月に1回以上）開催による事務負担
	公開有限責任会社	<ul style="list-style-type: none"> ・株主1名以上 ・取締役3名以上 		
パートナーシップ		2名以上で設立可能	独立性・柔軟性が高い	<ul style="list-style-type: none"> ・QIPの適用なし ・利用されるケースは少ない
事業協力契約 (BCC)		政府機関との契約関係が必要	政府から恩恵を得られる可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ・QIPの適用なし ・業務範囲が限定されている
個人事業主			登記費用が相対的に低廉	<ul style="list-style-type: none"> ・QIPの適用なし ・無限責任 ・許認可等によっては対象外となるものもあり

第2章 商業省における申請実務

本章においては、商業省での現地法人、支店、駐在員事務所および個人事業主の設立方法について、それぞれ解説します。

カンボジアでの商業登記手続は、英米法の影響を受けており、日本の商業登記とは異なります。また、申請に関しては、登記申請書をそのままファイリングするファイリング方式が採用されていましたが、2015年12月29日付のオンラインシステムによる商業記簿における登記に関する省令第299号（2016年6月24日付のオンラインシステムによる商業記簿における登記に関する省令第213号によって変更）に基づき、2016年1月4日より商業省の商業登記用のオンラインシステムにおいて登記を行うことが義務付けられています。すなわち、カンボジアにおいて組織、支店、駐在員事務所、個人事業、子会社またはその代理店を有するすべての経営者および会社は、商業省のホームページ（www.businessregistration.moc.gov.kh）にてオンラインによる商業登記を行う必要があります。

また、2017年11月1日付で商業省における事業登録代理人または輸出入代理人の確認に関する省令第258号が發布され、商業省における手続の代行を行うことができる代理人は、商業省においてトレーニング等を行った登録済代理人に限定されることとなったため、商業省における申請手続の代行を依頼する際には、代理人選定に留意する必要があります。

第1節 商業省のオンラインシステムでの申請概要

1 オンラインシステムにおけるユーザー設定

ユーザー設定は、商号確認・予約および商業登記のための最初のステップです。

会社等の設立、商業登記を希望するすべての者は、上記の商業省のホームページにおいてユーザー設定に必要とされるすべての情報を記入し、会社固有のユーザー設定を行わなければなりません。

2 商号予約

商業登記を希望するすべての者は、当該登記申請を開始する前に、事前に希望の商号に類似する商号が既に登記されていないか、商号確認を行い、予約する必要があります。この確認申請は、商業省のオンラインシステムにて実施されなければなりません。

商業確認・予約の基本的な流れとして、まず、会社の種類等を選択し、商号のクメール語表記および英語表記を記入し、確認を行う必要があります。必要書類の提出は、基本的に不要とされていますが、要求される場合があるため、注意が必要です。

なお、当該申請には予約費用が必要となります。上述のホームページに会社の商号等の情報を入力・送信すると、商号予約費用の支払いページが表示されますので、当該ページの手続に従ってオンライン上で予約費用の支払いを行う必要があります。

商号予約費用の支払いが完了し、予約申請の承認を受けた商号は、承認日から3ヶ月間予約され、当該期間経過後も、再度、商号予約費用を支払えば、もう3ヶ月間、予約期間を延長することができます。

商業登記に関する関連法令では、商号予約に要する期間について定められていませんが、実務的に3日から1週間程度で完了します。

なお、上記商業省のホームページでは、会社の商号、予約中の商号または審査されている商号等を検索することも可能です。

3 必要書類の準備・提出

商号確認（予約）を行った後、必要情報を記入した各種申請資料および必要書類を添付して、商業登記申請を行う必要があります。詳細は、第2節2 オンライン登記の必要書類をご参照ください。なお、仮に自らオンラインシステムにおいて登記申請を行うことができない場合、直接商業省に出向き、商業登記の監督公務員に行ってもらうことができます（省令第213号第2条）。

4 登記費用の支払い

すべての必要情報および書類が提出された場合、オンラインシステムにおいて当該申請に関する登記費用の支払いページが表示され、表示された手続に従ってオンラインによる登記費用の支払いを行う必要があります。

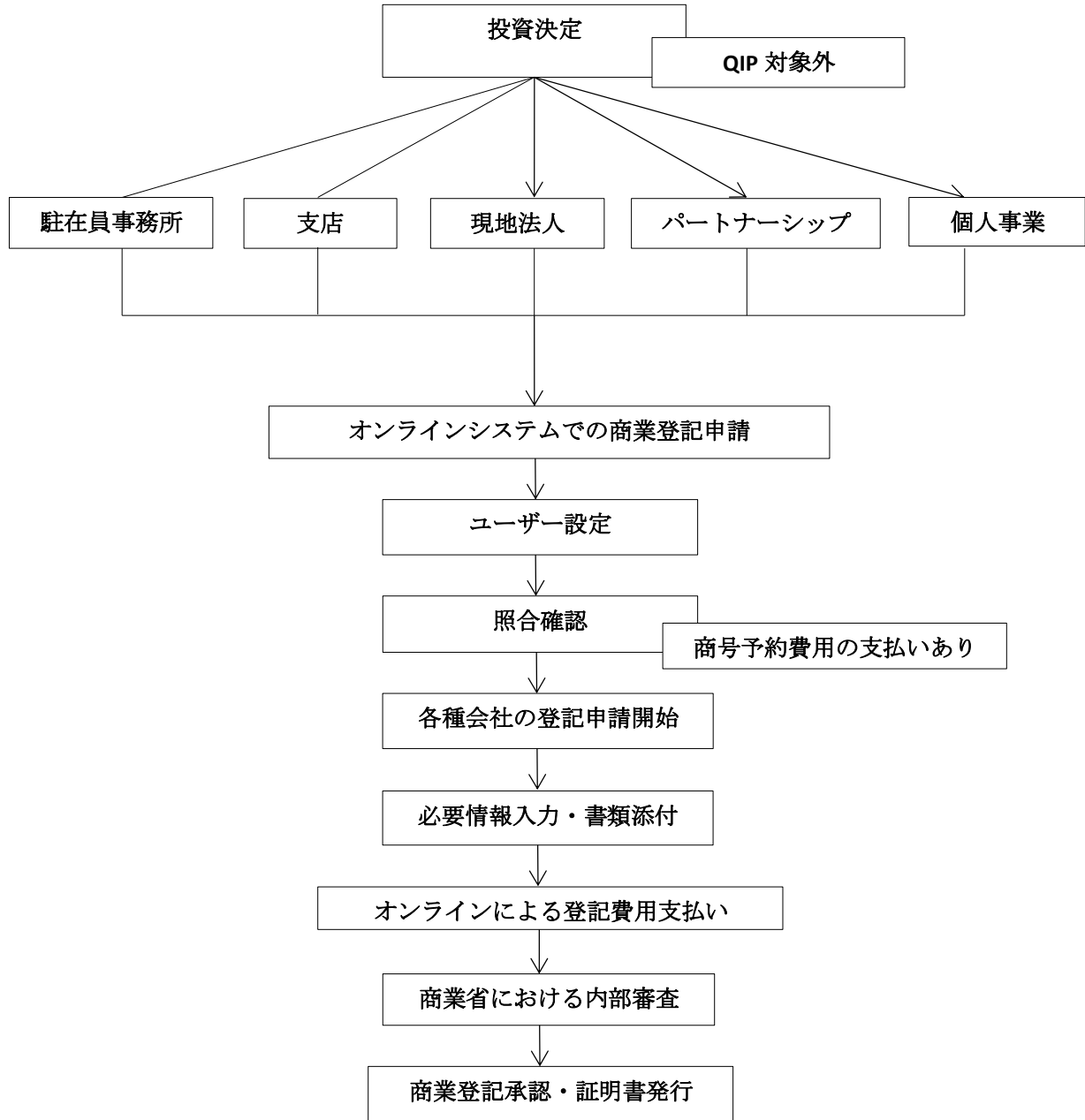
上記のとおり、すべての書類の提出および登記費用の支払いが完了した場合、登記されたメールアドレスに、適宜、以下の登記申請に関する進捗の通知が送信されます。

1. 登記申請が完了されたこと
2. 登記申請が内部審査されていること
3. 登記申請が審査され、承認されたこと
4. 登記申請が差し戻されたこと（この場合、再度の申請を行うことが可能ですが、15日以内に再度の申請を行わなければ、システムによって自動的に申請行為が解除されることになるため、注意が必要です。）
5. 登記申請が却下されたこと（本却下は、最終決定となるため、再度の申請を行うことはできません。）
6. 登記申請が承認された場合の商業登記証明書の発行および会社詳細情報の発行

上記申請完了後、承認までに、要する期間は、商業省より送信されるメールに「1日から3日間程度」と記載されていますが、実務上、この期間内での登記完了は極めて稀な状態となっています。

一般的な承認までの流れは、以下図表9のとおりです。

[図表9 オンラインシステムにおける商業登記手続の流れ]



[実務上の留意点8] 商業登記完了までに時間を要する理由

上記手続については、所要期間が通知されていますが、実務的には守られていないケースがほとんどです。

オンライン手続となっても、各手続について商業省の内部で様々な関係者の承認が必要であるうえ、担当者の数が足りていないこともあり、手続は遅延してしまっているのが現状です。

5 定款

定款は、カンボジア語で作成する必要があります。英語版も併せて申請することが可能ですが、公式な書面はカンボジア語ですので、注意が必要です。

定款とは、会社設立の際に商業省に提出する会社の基本的な内部規則を意味しますが、以下の事項を明記することが義務付けられています（会社法 93 条）。

定款への必要記載事項
会社の商号
カンボジア国内の事務所所在地
事業の目的と範囲
資本金総額
株式の種類、発行株式総数、1株あたりの額面価格およびその他株式に関する情報
各株主の氏名と住所
取締役の人数、氏名、住所

定款については、通常、一般的に商業省からはサンプルが提供されますが、担当者によってサンプルの内容が異なるということがありますし、会社にとって不利な内容が含まれていることも多々あるので、事前に専門家に確認されることをお勧めします。

また、商業省との交渉によっては、自社で作成した定款の承認を得ることも可能です。ただし、商業省の担当者の事務処理能力の観点から、定款の承認を受けるのに時間を要することがあるため注意が必要です。

第2節 現地法人の登記申請手続

1 商号確認

上記第1節2のとおり、会社設立に際して、商号の確認が最初の重要な手続となります。

利用したい商号が既に存在する場合、それに代わる商号を提示する必要があります。商業省は、他社で既に使われている商号、類似する商号、公序良俗に反する商号もしくははその他不適切な商号の場合、登記を拒否することができます（会社法92条）。

商号調査に関する費用は、商号一つあたり4万リエル（約10USドル）（なお、銀行手数料は送金毎に別途）となっています。上述のとおり、同費用は、オンラインシステム上で支払われる必要があります。メールにて商業省からの領収書が発行されます。さらに、商号の確定後は3ヶ月間、当該商号の予約を保持することが可能です（経済財政省令 No. 659EF、経済財政省通達 No. 1971MOC）。

2 オンライン登記の必要書類

省令第213号に定める会社登記のための申請書類は、以下の通りです。但し、実務上追加的書類を要求される場合もありえます。ご留意ください。

- (i) 賃貸借契約書、郵便書類等の住所確認書類
- (ii) 定款
- (iii) 株主および取締役のIDカードまたはパスポート
- (iv) 株主および取締役全員の証明写真（4 cm×6 cm）
- (v) 商事、民事または刑事事件において罰則が科されたことのないことに関する取締役の宣誓
- (vi) 株主が法人である場合：
 - カンボジア法令に従って認証された親会社の商業登記に関する法的文書
 - 会社設立および株主である法人の授権代表者の任命に関する総会決議
- (vii) 会社は、オンラインシステム上で商業登記証明書が発行された日から30日以内に、商業省の商業登記局に以下の書類を提出しなければなりません。
 - 定款の原本2通
 - 株主が法人である場合：会社設立および株主である法人の授権代表者の任命に関する総会決議の原本1通
 - カンボジア公認銀行発行のBank Confirmation

上記(vii)について、商業登記局において30日以内に定款の原本が受領されなかった場合、商業省は、当該登記申請を否認し、取り消すことができるため、注意が必要です。

[実務上の留意点9] 払込資本金額について

現在の実務では、商業省による資本金の払い込みに関するチェックは行われておらず、資本金残額の払い込みについては、登記完了後に口座に振り込む等によって対応することが可能とされています。

3 登記申請の開始および記入・提出方法

上記のとおり、商業登記は、商業省のホームページ上で行わなければなりません。具体的には、以下のとおり、申請を行うものとされています。

a) 登記申請の開始

登記申請は、下記のページから開始することができます。



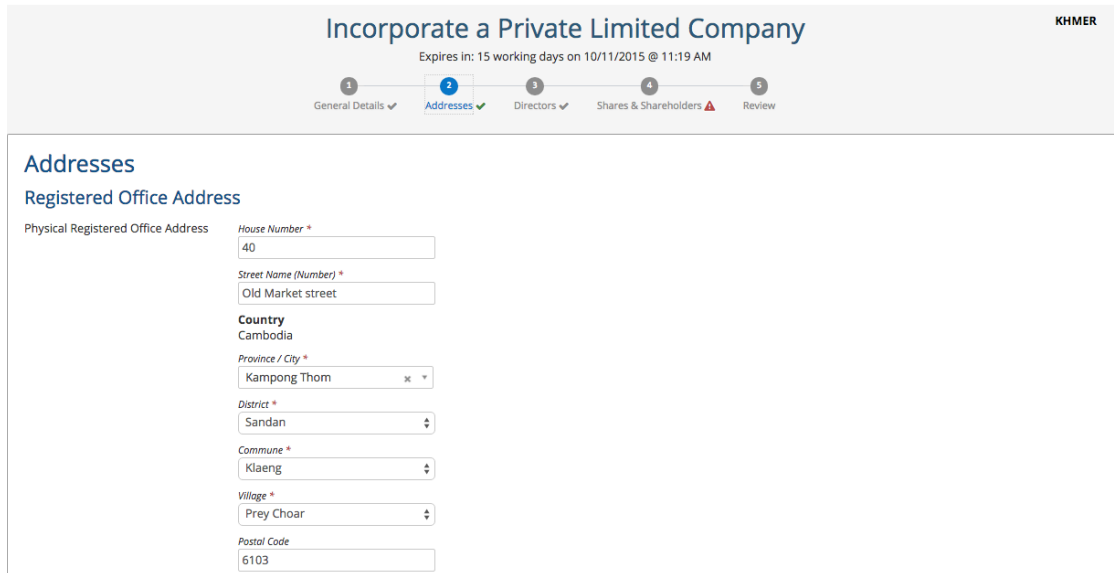
b) 一般情報の記入および書類添付

上記 a) のページにおいて会社設立 (Incorporate a Private Limited Company) をクリックすると、最初のステップである一般情報の記入ページが表示されます。当該ページにおいて会社の一般的な情報を記入し、必要書類を提出する必要があります。具体的には、以下のページのとおりです。

A screenshot of the 'Incorporate a Private Limited Company' registration form. The form is titled 'Incorporate a Private Limited Company' and has a deadline of 'Expires in: 15 working days on 10/11/2015 @ 11:19 AM'. A progress bar shows five steps: 1. General Details (checked), 2. Addresses (checked), 3. Directors (checked), 4. Shares & Shareholders (warning icon), and 5. Review. The 'General Details' section includes: 'Select a Reserved Name' (checkbox), 'Proposed Name (in Khmer) *' (text input with Khmer text and 'Validate Name' button), 'Proposed Name (in English) *' (text input with 'Auto mechanic Co., Ltd.' and 'Validate Name' button), 'Memorandum / Articles of Association *' (file upload with 'Auto_mechanic.rtf' and 'Remove Document' button), 'Business Activities' section with 'Business Objective *' (dropdown with '011 Growing of non-perennial crops x') and 'Main Business Activities *' (dropdown with '01111 Growing of maize x'), and 'Add Another Business Activity' button. The 'Share Par Value' section is partially visible at the bottom.

c) 住所および連絡先の記入

次は、住所および連絡先の情報を記入する必要があります。具体的には、以下のページのとおりです。



Incorporate a Private Limited Company KHMER
Expires in: 15 working days on 10/11/2015 @ 11:19 AM

1 General Details ✓ 2 Addresses ✓ 3 Directors ✓ 4 Shares & Shareholders ⚠ 5 Review

Addresses

Registered Office Address

Physical Registered Office Address

House Number *
40

Street Name (Number) *
Old Market street

Country
Cambodia

Province / City *
Kampong Thom

District *
Sandan

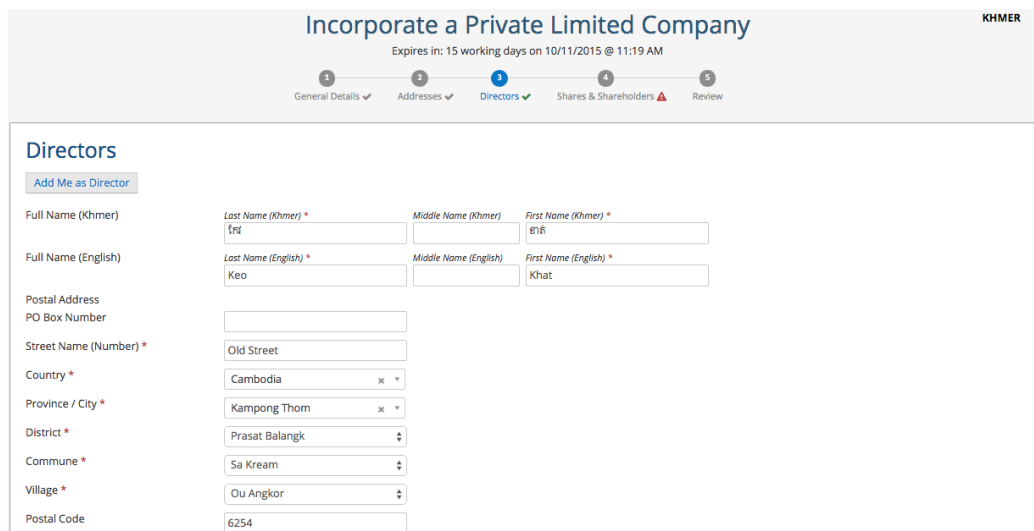
Commune *
Klaeng

Village *
Prey Choar

Postal Code
6103

d) 取締役情報の記入

次のステップは、取締役の情報に関する記入です。具体的には、以下のページのとおりです。



Incorporate a Private Limited Company KHMER
Expires in: 15 working days on 10/11/2015 @ 11:19 AM

1 General Details ✓ 2 Addresses ✓ 3 Directors ✓ 4 Shares & Shareholders ⚠ 5 Review

Directors

[Add Me as Director](#)

Full Name (Khmer)
Last Name (Khmer) * គីរ Middle Name (Khmer) ភី First Name (Khmer) * ភី

Full Name (English)
Last Name (English) * Keo Middle Name (English) First Name (English) * Khat

Postal Address
PO Box Number

Street Name (Number) *
Old Street

Country *
Cambodia

Province / City *
Kampong Thom

District *
Prasat Balangk

Commune *
Sa Kream

Village *
Ou Angkor

Postal Code
6254

e) 株および株主情報の記入

登記申請では、株式および株主の情報も記入する必要があります。以下のページのとおり、株式の種類、登記株の金額や株主の情報を記入します。

Shares & Shareholders

Share Capital

Registered Share Capital (KHR) 10,000.00
Registered Share Capital equivalent (USD) 0.00

Shareholders

Shareholder Type: Individual

Select from list of directors

[Add Me as Shareholder](#)

Full Name (Khmer):
 Last Name (Khmer) * គ្រូ
 Middle Name (Khmer)
 First Name (Khmer) * ត្រី

Full Name (English):
 Last Name (English) * Khlot
 Middle Name (English)
 First Name (English) * Kim

Postal Address
 PO Box Number
 Street Name (Number) * Old Town
 Country * Cambodia

f) 最終確認

上述のとおり、登記会社の一般情報、住所、取締役の情報、株式および株主の情報が記入され、必要書類が添付された後、最終確認のページが表示されることとなります。同ページでは、記入された情報や添付書類に不十分な点がないかについて確認され、システムにて提出されるものとされています。具体的には、以下のページのとおりです。

Incorporate a Private Limited Company

Expires in: 15 working days on 10/11/2015 @ 11:19 AM

KHMER

1 General Details ✓ |
 2 Addresses ✓ |
 3 Directors ✓ |
 4 Shares & Shareholders ✓ |
 5 Review

General Details Edit

Select a Reserved Name: No

Proposed Name (in Khmer): គ្រូត្រីអូតូម៉េកានិក

Proposed Name (in English): Auto mechanic Co., Ltd.

Memorandum / Articles of Association: [Auto_mechanic.rtf](#)

Business Activities

Business Objective: 011 Growing of non-perennial crops

Main Business Activities: 01111 Growing of maize

Share Par Value

Par Value (KHR): 100

Par Value equivalent (USD)

Number of Employees

Number of Employees

Male

Female

Number of Cambodian Employees

Number of Foreign Employees

Supporting Documents

g) 登記費用の支払い

上記のとおり、登記申請に関するすべての情報および書類が提出された後、登記費用の支払いに関するページが表示され、当該ページからオンラインで支払いを行うこととなります。登記費用は 168 万リエル（約 420US ドル）となっています（Joint Prakas No. 1643, date: 16 December 2014 on amendment of public service of attached annex table of Joint Prakas No. 985, date: 28 December 2012 on the public service fee under Ministry of Commerce を参照。）。詳細な手続は、以下のページのとおりです。

Fee Payment KHMER

Register Foreign Company for 00000096 (AUTO MECHANIC CO., LTD.)

Reference	c90e9831505a5730
Created Date	20-Oct-2015 12:37:14

Fees All fees are in Cambodia Riel (KHR)

Description	Subject Name	Subject Number	Line Net Amount	Line Tax Amount	Line Total Amount
Register Foreign Company	AUTO MECHANIC CO., LTD.	00000096	KHR1,680,000.00	KHR0.00	KHR1,680,000.00

Fees KHR1,680,000.00
 Paid KHR0.00
Remaining KHR1,680,000.00

Transaction Details

Currency Cambodia Riel (KHR)
Amount (Payment) KHR1,680,000.00
Client Reference
Payment Method * Electronic Funds Transfer (direct credit) ▾

Electronic Fund Transfer Transaction Details

EFT Reference *
Issued * 00-MM-YYYY

登記費用が支払われた後、以下のページのとおり、登記費用の支払いの確認に関するページが表示され、当該費用の領収書が発行されます。

Payment Confirmation KHMER

Incorporate a Private Limited Company for 00000074 (AUTO MECHANIC CO., LTD.)

Owner	Rune NIELSEN	Reference	d34cb84fdebecd4
Applicant Name	Rune Nielsen	Status	Closed
Charging Application	cambodia-br-companies	Created Date	20-Oct-2015 11:47:46
		Company Name (English)	AUTO MECHANIC CO., LTD.
		Company Name (Khmer)	អូតូមេកានិកកូ.លីតិ

Fees All fees are in Cambodia Riel (KHR)

Description	Subject Name	Subject Number	Line Net Amount	Line Tax Amount	Line Total Amount
Incorporate a Private Limited Company	AUTO MECHANIC CO., LTD.	00000074	KHR1,680,000.00	KHR0.00	KHR1,680,000.00

Fees KHR1,680,000.00
 Paid KHR1,680,000.00
Remaining KHR0.00

Transaction Details

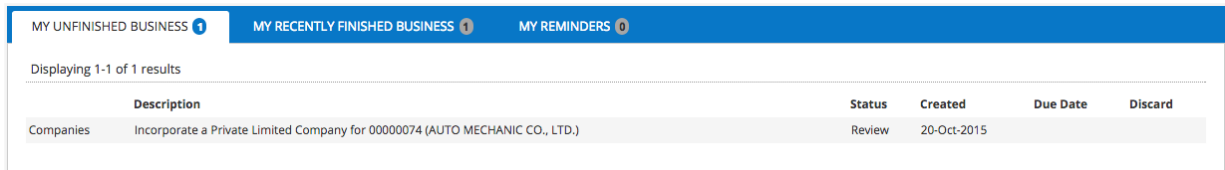
Reference	Client Reference	Date	Status	Method	Amount
0f25dc64f511860b		20-Oct-2015	Success	Electronic Funds Transfer (direct credit)	KHR1,680,000.00

Payment Receipt: [onlinePaymentReceipt.pdf](#)

h) 登記申請の状況確認

上述のとおり、登記申請に関するすべての情報および必要書類が提出され、登記費用の支払完了後、商業省内部で登記申請が審査されることとなります。

申請者は、オンラインで自己の会社登記の進捗状況を確認することができます。具体的には、以下のページのとおりです。



The screenshot shows a dashboard with three tabs: 'MY UNFINISHED BUSINESS 1', 'MY RECENTLY FINISHED BUSINESS 1', and 'MY REMINDERS 0'. Below the tabs, it says 'Displaying 1-1 of 1 results'. A table with the following data is shown:

	Description	Status	Created	Due Date	Discard
Companies	Incorporate a Private Limited Company for 00000074 (AUTO MECHANIC CO., LTD.)	Review	20-Oct-2015		

4 商業登記の監督公務員によるオンライン登記申請

上記第2章第1節3のとおり、申請者は、自らオンラインによる登記申請を行うことができない場合、所定の申請書および必要書類を直接商業省に提出し、商業登記の監督公務員による申請を求めることができます。

5 商業登記証明書の発行

登記申請が承認された後、商業登記証明書および会社の詳細がオンラインシステム上で発行されます。当該証明書等は、オンラインシステム上で請求を行えば、指定のメールアドレスに送信されることとなっており、簡易に入手することができます。

第3節 外国会社の登記申請手続

外国会社に関する商業省のオンラインシステムにおける登記申請の手続は、現地法人の申請手続とほぼ同様です。外国会社は、支店または駐在員事務所の形式で登記を行うことができます。具体的には、以下のとおりです。

1 商号確認

上記第1節のとおり、外国会社の開設に際して、まず商号を確定する必要があります。

外国会社設立の場合における商号確認に関する費用は、現地法人の設立と同様で商号一つあたり4万リエル（約10USドル）となっています。同費用は、オンラインシステム上で支払われる必要があります。メールにて商業省発行の領収書が発行されます。さらに、商号の確定後3ヶ月間、当該商号を保持することが可能です（経済財政省令 No.659EF、経済財政省通達 No.1971MOC）。

原則的として、支店の場合には、親会社名の前に「Branch of」という名称、駐在員事務所の場合、「Representative Office of」という文言が付されることとなります。以前は、交渉によって、その他名称（例えば、Liaison Office や末尾に Cambodia を追記等）が認められていましたが、現在、システム上にこのような記載は認められません。

2 オンライン登記のための必要書類

外国会社登録のための申請書類は、以下のとおりです。

- (i) 賃貸借契約書、郵便書類等の住所確認書類
- (ii) カンボジア法律に従って認証された親会社の商業登記に関する法的文書
- (iii) 子会社または駐在員事務所の設立および代表の任命に関する総会決議
- (iv) 代表者の写真（4cm × 6cm）
- (v) 支店または駐在員事務所代表者のパスポート
- (vi) 商事、民事または刑事事件において罰則が科されたことのないことに関する代表者の宣誓

3 登記申請の開始および記入・提出方法

上記のとおり、外国会社の登記は、オンラインで行われなければなりません。具体的には、以下のとおり、申請を行うものとされています。

a) 登記申請の開始

外国会社の登記申請は、下記のページから開始することになります。



b) 一般情報の記入および書類添付

上記の a) のページから外国会社の登録 (Register Foreign Company) をクリックすると、一般情報の記入ページが表示されますので、当該ページにおいて外国会社の一般的な情報を記入し、必要書類を提出する必要があります。具体的には、以下のページのとおりです。

c) 親会社の情報の記入

外国会社の登記申請につき、親会社の情報を記入する必要があります。本項では、以下のページのとおり、親会社の名称の情報を記入します。

d) 住所情報の記入

次は、住所情報を記入する必要があります。具体的には、以下のページのとおりです。

Register Foreign Company

Expires in: 15 working days on 10/11/2015 @ 12:21 PM

1 General Details 2 Parent Company 3 **Addresses** 4 Directors 5 Review

Addresses

Registered Office Address

House Number *
20

Street Name (Number) *
Old Street

Country
Cambodia

Province / City *
Kampong Chhnang

District *
Chol Kiri

Commune *
Peam Chhkaok

Village *
Kbal Kanlang

Postal Code
4151

Proof of Address *
[Auto_mechanic.rtf](#)

Postal Address
 Postal Address is the same as the Principal Place of Business

Contact Telephone Number

Country	Area Code	Number
+855		

Contact Email *
rune.engbert@fostermooore.com

e) 取締役の情報の記入

外国会社の登記申請において、取締役の情報を記入する必要があります。具体的には、以下のページのとおりです。

Register Foreign Company

Expires in: 15 working days on 10/11/2015 @ 12:21 PM

1 General Details 2 Parent Company 3 Addresses 4 **Directors** 5 Review

Directors

[Add Me as Director](#)

Full Name (Khmer)

Last Name (Khmer) *	Middle Name (Khmer)	First Name (Khmer) *
គឹម		តាំង

Full Name (English)

Last Name (English) *	Middle Name (English)	First Name (English) *
Kim		Khin

Postal Address

PO Box Number

Street Name (Number) *
Old Street

Country *
Cambodia

Province / City *
Kampong Cham

District *
Cheung Prey

Commune *
Phdau Chum

Village *
Chheu Teal

Postal Code
3801

Date of Birth *
DD-MM-YYYY
12-Oct-1982

Note: Date of birth information will not be shown to the public

Gender *
 Male Female
Note: Gender information will not be shown to the public

Telephone

Country	Area Code	Number
+855		

f) 最終確認

上記の a) から e) までのすべての情報記入および書類の添付が完了された後、下記の最終確認のページが表示されます。同ページにおいてすべての記入情報および添付書類を最終的に確認した上、システム上で提出することになります。

Register Foreign Company KHMER
Expires in: 15 working days on 10/11/2015 @ 12:21 PM

General Details | Parent Company | Addresses | Directors | Review

General Details Edit

Select a Reserved Name: No
Proposed Name (in Khmer): អូតូម៉េកានិកកម្ពុជាខ្មែរ
Proposed Name (in English): Auto Mechanic Co., Ltd.
Sub-Type: Commercial Representative Office
Company Number in Original Jurisdiction: 2
Country of Incorporation: Argentina
Commencement Date:
Business Activities
Business Objective: 162 Manufacture of products of wood and cork, straw and plaiting materials
Main Business Activities: 16221 Manufacture of doors, windows, shutter and frames
Number of Employees
Number of Employees:
Male:
Female:
Number of Cambodian Employees:
Number of Foreign Employees:
Evidence of Incorporation: [Auto.mechanic.rtf](#)
Articles of Incorporation: [Auto.mechanic.rtf](#)
Certificate of Good Standing: [Auto.mechanic.rtf](#)
Supporting Documents

g) 登記費用の支払い

上記のとおり、外国会社の登記申請に関するすべての情報および書類が提出された後、登記費用の支払いに関するページが表示されるので、当該ページからオンラインで支払いを行うこととなります。外国会社の登記費用は 168 万リエル（約 420US ドル）となっています（上記省令第 1643 号を参照）。登記費用に対する領収書は、オンラインで発行されます。

Fee Payment KHMER

Register Foreign Company for 00000096 (AUTO MECHANIC CO., LTD.)

Reference: c90e9831505a5730
Created Date: 20-Oct-2015 12:37:14

Fees All fees are in Cambodia Riel (KHR)

Description	Subject Name	Subject Number	Line Net Amount	Line Tax Amount	Line Total Amount
Register Foreign Company	AUTO MECHANIC CO., LTD.	00000096	KHR1,680,000.00	KHR0.00	KHR1,680,000.00

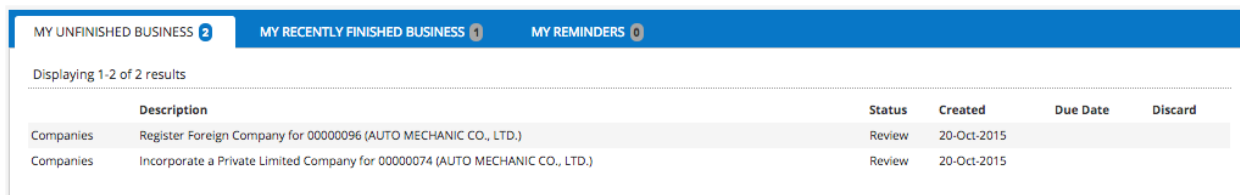
Fees: KHR1,680,000.00
Paid: KHR0.00
Remaining: KHR1,680,000.00

Transaction Details

Currency: Cambodia Riel (KHR)
Amount (Payment): KHR1,680,000.00
Client Reference:
Payment Method: Electronic Funds Transfer (direct credit)
Electronic Fund Transfer Transaction Details
EFT Reference:
Issued:

h) 登記申請の状況確認

上記のとおり、登記申請の情報および書類が提出され、登記費用の支払いが完了した後、商業省内部で登記申請が審査されることになります。申請者は、オンラインにて自己の会社登記の進捗状況を確認することができます。



The screenshot shows a dashboard with three tabs: 'MY UNFINISHED BUSINESS' (2), 'MY RECENTLY FINISHED BUSINESS' (1), and 'MY REMINDERS' (0). Below the tabs, it says 'Displaying 1-2 of 2 results'. A table lists two items:

	Description	Status	Created	Due Date	Discard
Companies	Register Foreign Company for 00000096 (AUTO MECHANIC CO., LTD.)	Review	20-Oct-2015		
Companies	Incorporate a Private Limited Company for 00000074 (AUTO MECHANIC CO., LTD.)	Review	20-Oct-2015		

4 商業登記の監督公務員によるオンライン登記申請

上記第2章第1節3のとおり、申請者、自らオンラインによる登記申請を行うことができない場合、所定の申請書および必要書類を直接商業省に提出し、商業登記の監督公務員による申請を求めることができます。

5 商業登記証明書の発行

登記申請が承認された後、子会社または駐在員事務所の登記証明書および会社の詳細がオンラインシステム上で発行されます。当該証明書等は、オンラインシステム上でリクエストすれば、指定のメールアドレスに送信されますので、簡単に入手することができます。

第4節 パートナーシップの登記申請手続

パートナーシップの登記申請も、有限責任会社および外国会社と同じく、商業省のオンラインシステム上で行わなければなりません。なお、外資系企業の場合におけるパートナーシップの登記申請は、あまり事例がないため注意が必要です。具体的な申請の流れは以下の通りです。

1 商号確認

上記第1節2のとおり、パートナーシップの登記に際して、商号の確認が最初の重要な決定事項となります。当該商号確認に関する費用は、商号一つあたり4万リエル（約10USドル）です（上記省令第659号）。

2 オンライン登記のための必要書類

パートナーシップ登記に関する申請書類は、以下のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(i) 賃貸借契約書、郵便書類等の住所確認書類(ii) パートナーシップ設立に関する合意書(iii) パートナーおよび管理者のIDカードまたはパスポート(iv) 写真（4cm × 6cm）(v) 商事、民事または刑事事件において罰則が科されたことのないことに関する管理者の宣誓(vi) パートナーが法人である場合<ul style="list-style-type: none">- カンボジアの法令に従って認証された親会社の商業登記に関する法的文書- パートナーシップ設立およびパートナーである法人の代理人の任命に関する総会決議(vii) オンラインシステム上で商業登記証明書が発行された日から30日以内に商業省の商業登記局に以下の書類を提出しなければなりません。<ul style="list-style-type: none">- パートナーシップ設立に関する合意書の原本2通- パートナーが法人である場合のパートナーシップ設立およびパートナーである法人の授權代理人の任命に関する総会決議の原本1通 |
|--|

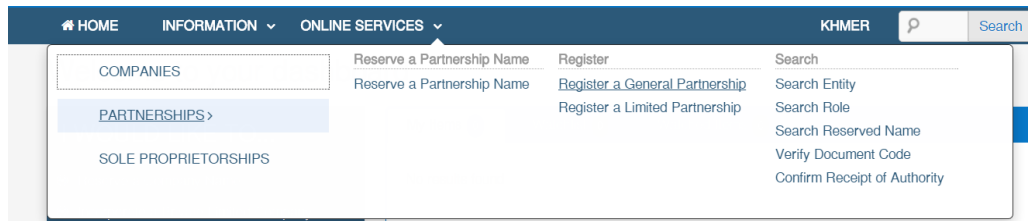
上記(vii)について、商業登記局において30日以内にパートナーシップ設立に関する合意書の原本が受領されなかった場合、商業省は、当該登記申請を否定し、取り消すことができるため、注意が必要です。

3 登記申請の開始および情報記入・書類提出方法

パートナーシップの登記につき、上記2の申請書類を準備した上、商業省のオンラインシステム上で申請しなければなりません。具体的には、以下のとおり、申請を行うものとされています。

a) 登記申請の開始

パートナーシップの登記申請は、以下のページから開始することができます。



b) 一般情報の記入および書類の添付

上記 a) のページのとおり、一般パートナーシップまたは限定パートナーシップ登記 (Register a General Partnership または Register a Limited Partnership) をクリックすると、登記申請のための情報記入や書類の添付のページが表示されることとなります。登記申請の最初のページは、パートナーシップの一般情報について記入するものとなります。具体的には、以下のページのとおりです。

c) 住所および連絡先の記入

第2のステップでは、住所および連絡先等について記入する必要があります。具体的には、以下のとおりです。

Register a General Partnership

Expires in: 1 working days on 12/01/2017 @ 8:06 AM

All required fields are marked with an asterisk (*)

1 2 3 4 5
 General Details ▲ **Addresses** Partners Managers Review

Addresses

Registered Office Address

Physical Registered Office Address

House Number *

Street Name (Number) *

Country
Cambodia

Province / City *
-- Select your region --

District *

d) パートナー情報の記入

次は、パートナーの情報について記入する必要があります。同ステップでは、まずパートナーの種類を選択し、パートナー個人情報を記入しなければなりません。具体的には、以下のページのとおりです。

Register a General Partnership

Expires in: 1 working days on 12/01/2017 @ 8:06 AM

All required fields are marked with an asterisk (*)

1 2 3 4 5
 General Details ▲ ▲ **Partners** Managers Review

Partners

Partner Type

Designation of Partner *

[Add Me as Partner](#)

Full Name (Khmer)

Last Name (Khmer) * Middle Name (Khmer) First Name (Khmer) *

Full Name (English)

Last Name (English) * Middle Name (English) First Name (English) *

Address for Communication
PO Box Number

e) 管理者情報の記入

パートナーシップにおいてパートナー以外に管理者が存在する場合、当該管理者に関する情報を記入する必要があります。具体的には、以下のページのとおりです。

Register a General Partnership

Expires in: 1 working days on 12/01/2017 @ 8:06 AM

All required fields are marked with an asterisk (*)

1 2 3 4 5
 General Details ▲ Addresses ▲ Partners ▲ **Managers** Review

Managers

Select Partner as Manager:

[Add Me as Manager](#)

Full Name (Khmer)

Last Name (Khmer) *	Middle Name (Khmer)	First Name (Khmer) *
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Full Name (English)

Last Name (English) *	Middle Name (English)	First Name (English) *
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Address for Communication

PO Box Number:

Street Name (Number) *:

Country:

f) 最終確認

上記の a) から e) までの情報が記入され、必要書類の添付が完了された後、これらの情報および書類の最終確認に関するページが表示されます。同ページにおいて、すべての情報および書類について不十分な点がないか確認した後、オンラインシステム上で提出することになります。具体的には、以下のとおりです。

Register a General Partnership

Expires in: 1 working days on 12/01/2017 @ 8:06 AM

All required fields are marked with an asterisk (*)

1 2 3 4 5
 General Details ▲ Addresses ▲ Partners ▲ Managers ▲ **Review**

▲ General Details [Edit](#)

Select a Reserved Name: No

Proposed Name (in Khmer):

Proposed Name (in English):

Business Activities

Business Objective:

Main Business Activities:

Male:

Female:

Number of Cambodian Employees:

Number of Foreign Employees:

g) 登記費用の支払い

上記のとおり、パートナーシップの登記申請に関するすべての情報および書類が提出された後、登記費用の支払いに関するページが表示され、当該ページからオンラインによる登記費用の支払いを行うことになります。登記費用は、168 万リエル（約 420US ドル）となっています（上記省令第 1643 号）。当該登記費用の支払いが支払われた後、オンラインにて同支払いに関する領収書が発行されます。

4 商業登記の監督公務員によるオンライン登記申請

上記第2章第1節3のとおり、申請者は、自らオンラインによる登記申請を行うことができない場合、所定の申請書および必要書類を直接商業省に提出し、商業登記の監督公務員による申請を求めることができます。

5 登記申請の進捗状況および商業登記証明書の発行

上述のとおり、パートナーシップの登記申請に関するすべての情報および必要書類が提出され、登記費用の支払いが完了した後、商業省内部で登記申請が審査されることとなります。申請者は、オンラインシステム上で自己の登記進捗状況を確認することができます。

さらに、パートナーシップの登記申請が承認された後、オンラインシステム上で商業登記証明書および会社の詳細が発行されます。当該証明書などは、オンラインシステム上でリクエストすれば、指定のメールに送信されます。

第5節 個人事業の登記申請手続

個人事業の登記申請についても、有限責任会社および外国会社と同じく、商業省のオンラインシステム上で行わなければなりません。ただ、個人事業主に関しては実務上、商業省におけるオンラインシステムが利用される場合は少なく、市・州の商業省部門における届出を行うことが一般的となっています。なお、このような場合においては、商業省のシステム上では個人事業の商号が登記されていないため、商号が保護されない可能性があることにご留意ください。

オンラインシステムにおける個人事業の登記申請は、具体的に以下の流れの通りです。

1 商号確認

上記第1節2のとおり、事前にオンラインシステム上で事前に商号確認を行う必要があります。商号確認の費用は、商号一つあたり 40,000 リエル（約 10US ドル）です。同費用の支払いは、オンラインシステム上で行われる必要があり、同システム上で領収書が発行されます。

2 オンライン登記のための必要書類

個人事業登録のための申請書類は、以下のとおりです。

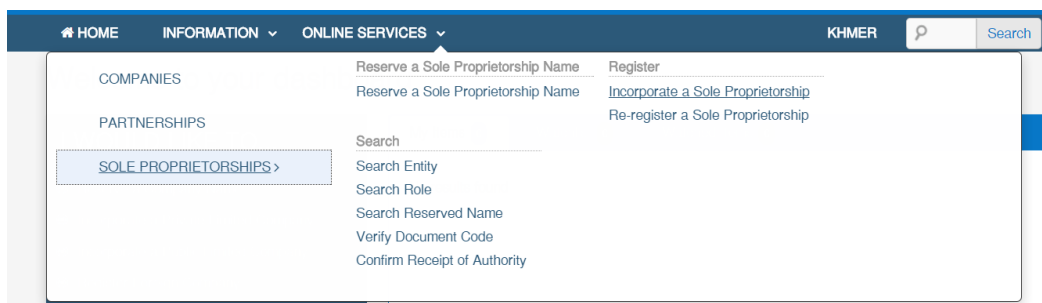
- (i) 賃貸借契約書、郵便書類等の住所確認書類
- (ii) 事業主の ID カードまたはパスポート
- (iii) 事業主の写真 (4cm × 6cm)
- (iv) 事業主のパスポート
- (v) 商事、民事または刑事事件において罰則が科されたことのないことに関する事業主の宣誓

3 登記申請の開始および情報記入・書類提出方法

個人事業の登記についても、上記2の申請書類を準備した上、商業省のオンラインシステム上で申請を行うこととなります。具体的には、以下のとおり、申請を行うものとされています。

a) 登記申請の開始

事業主の登記申請は、以下のページから開始することができます。



b) 一般情報の記入および書類の添付

上記 a) のページのとおり、個人事業の設立 (Incorporate a Sole Proprietorship) をクリックし、登記申請のための情報記入や書類の添付のページが表示されることになります。そして、登記申請の最初のページは、個人事業の一般情報について記入するものになります。具体的には、以下のページのとおりです。

The screenshot shows the 'Incorporate a Sole Proprietorship' form. At the top, it says 'Expires in: 15 working days on 01/02/2017 @ 8:33 AM'. Below this is a progress bar with four steps: 1. General Details (active), 2. Addresses, 3. Owner Details, and 4. Review. The 'General Details' section includes a checkbox for 'Select a Reserved Name', two text input fields for 'Proposed Name (in Khmer)' and 'Proposed Name (in English)', each with a 'Validate Name' button, a dropdown for 'Business Objective', and another dropdown for 'Main Business Activities'. There is an 'Add Another Business Activity' button at the bottom left. A note on the right states 'All required fields are marked with an asterisk (*)'.

c) 住所および連絡先の記入

第2のステップでは、住所および連絡先等について記入する必要があります。具体的には、以下のとおりです。

The screenshot shows the 'Incorporate a Sole Proprietorship' form, Step 2: Addresses. The progress bar now highlights 'Addresses' with a blue circle and a red triangle warning icon. The 'Registered Office Address' section includes a 'Physical Registered Office Address' label and several input fields: 'House Number', 'Street Name (Number)', 'Country' (pre-filled with 'Cambodia'), 'Province / City' (dropdown menu), 'District', and 'Commune'. A note on the right states 'All required fields are marked with an asterisk (*)'.

d) 事業主情報の記入

次は、事業主の情報について記入する必要があります。具体的には、以下のページのとおりです。

Incorporate a Sole Proprietorship
Expires in: 15 working days on 01/02/2017 @ 8:33 AM

All required fields are marked with an asterisk (*)

1 2 3 4
 General Details ▲ Addresses ▲ **Owner Details** ▲ Review

Owner Details

[Add me as this Owner](#)

Full Name (Khmer)

Last Name (Khmer) * Middle Name (Khmer) First Name (Khmer) *

Full Name (English)

Last Name (English) * Middle Name (English) First Name (English) *

Postal Address

PO Box Number

Street Name (Number) *

Country *

Cambodia x ▼

Province / City *

-- Select your region -- ▼

e) 最終確認

上記の a) から d) までの情報が記入され、必要書類の添付が完了した後、これらの情報および書類の最終確認に関するページが表示されます。同ページにおいて、すべての情報および書類について不十分な点がないか確認した後、オンラインシステム上で提出することになります。具体的には、以下のとおりです。

Incorporate a Sole Proprietorship
Expires in: 15 working days on 01/02/2017 @ 8:33 AM

All required fields are marked with an asterisk (*)

1 2 3 4
 General Details ▲ Addresses ▲ Owner Details ▲ **Review**

▲ **General Details** [Edit](#)

Select a Reserved Name No

Proposed Name (in Khmer)

Proposed Name (in English)

Business Activities

Business Objective

Main Business Activities

▲ **Addresses** [Edit](#)

f) 登記費用の支払い

上記のとおり、個人事業の登記申請に関するすべての情報および書類が提出された後、登記費用の支払いに関するページが表示されるので、当該ページからオンラインによる登記費用の支払いを行わなければなりません。登記費用は、30 万リエル（約 75US ドル）となっています（上記省令第 1643 号）。当該登記費用の支払完了後、オンラインにて同支払いに関する領収書が発行されます。

4 商業登記の監督公務員によるオンライン登記申請

上記第2章第1節3のとおり、申請者は、自らオンラインによる登記申請を行うことができない場合、所定の申請書および必要書類を直接商業省に提出し、商業登記の監督公務員による申請を求めることができます。

5 登記申請の進捗状況および商業登記証明書の発行

上述のとおり、個人事業の登記申請に関するすべての情報および必要書類が提出され、登記費用の支払いが完了した後、商業省内部で登記申請が審査されることとなります。申請者は、オンラインシステム上で自己の登記進捗状況を確認することができます。

さらに、個人事業の登記申請が承認された後、オンラインシステム上で商業登記証明書および会社の詳細が発行されます。当該証明書などは、オンラインシステム上でリクエストすれば、指定のメールに送信されます。

第3章 租税総局における申請実務

本章においては、カンボジアでの税務登録方法について、解説します。税務登録手続は、「税法 (Law on Taxation)」、「税務登録に関する省令 (Prakas of Tax Registration)」やその他租税総局 (GDT) 発行の関連細則や通達によって規定されています。

第1節 税務署における申請概要

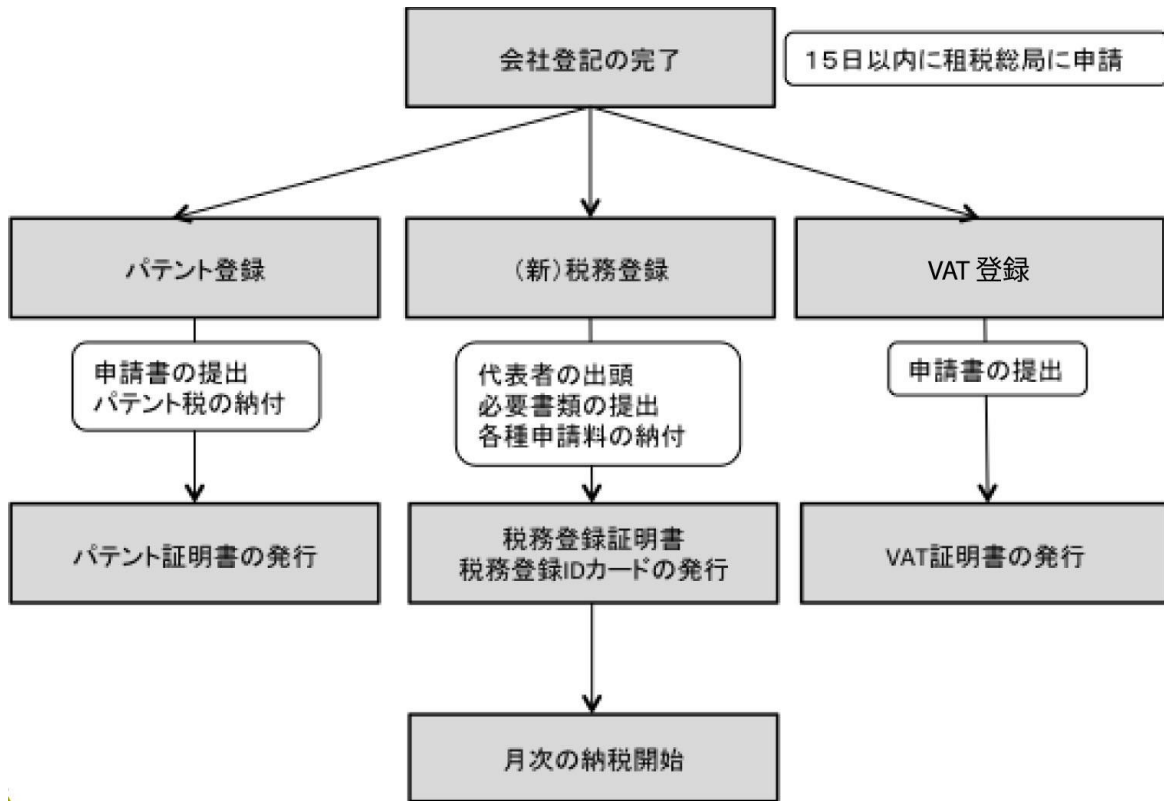
2016年に改正された新課税制度下における納税者に該当するすべての会社は、商業省における商業登記承認日から15日以内に租税総局にて税務登録を行う必要があります。さらに、税務登録を申請する際に、租税総局もしくは会社所在地を管轄する所轄税務署において、パテント税 (Patent Tax) および付加価値税 (VAT) の納税者登録を実施し、パテント証明書および税務登録番号 (VAT TIN 番号) を入手する必要があります。

カンボジアにおける税務登録申請書類や納税金額は、課税制度の分類によって異なります。従来、カンボジアにおける課税制度は、実態課税制度および推定課税制度に分類されていましたが、2015年12月17日付の2016年度の財政管理に関する法律第10条に基づいて、実態課税制度に一元化されました。現在、実態課税制度下の納税者は、小規模納税者、中規模納税者および大規模納税者の3種類に分類されています。また、税務登録申請書類および納税金額は、各納税者の種類によって異なります。

本節では、まず新課税制度下における納税者の種類について説明し、その後、各種類の税務登録手続並びにパテント税および付加価値税の納税登録について解説します。

手続の流れは、図表10の通りです。

[図表 10 税務登記申請フロー]



1 新実態課税制度下の納税者の種類

上述のとおり、カンボジアにおける課税制度は実態課税制度に一元化されました。2015年12月25日付租税総局の実態課税制度下の納税者の分類に関する省令第1819号によれば、納税者は、小規模納税者、中規模納税者および大規模納税者という3つの種類に分類されています。具体的には、以下のとおりです。

a) 小規模納税者

小規模納税者は、以下の事項に該当する個人事業またはパートナーシップとされています。

- 年間売上高が2.5億リエル（約62,500USドル）から7億リエル（約175,000USドル）であること
- 3ヶ月連続での売上高が6000万リエル（約15,000USドル）以上であること
- 今後の3ヶ月連続の売上高が6000万リエル（約15,000USドル）以上だと予想されること
- 商品およびサービス等の提供に関する入札、見積もりまたは調査に参加すること

b) 中規模納税者

中規模納税者は、以下に該当する組織とされています。

- 7億リエル（約175,000USドル）から20億リエル（約500,000USドル）の年間売上高を有する企業
- 法人として登記された企業
- 地方自治体、協会および非政府組織

c) 大規模納税者

大規模納税者は、以下に該当するものと考えられています。

- 20億リエル（約500,000USドル）以上の年間売上高を有する企業
- 外国会社の支店および駐在員事務所
- QIPとして登録された企業
- 政府機関、外交および領事館、国際機関およびその代理機関

2 租税総局における税務登録

上記1のとおり、新実態課税制度における小規模納税者、中規模納税者および大規模納税者に該当するすべての会社、パートナーシップおよび個人事業主は、上述の通り商業省関連書類を租税総局に提出して、税務登録を行う必要があります。

税務登録制度については、2014年10月9日発行の税務登記に関する経済財政省令 No. 1139（2016年4月6日付税務登録に関する経済財政省令第496号によって修正）および同年10月20日発行の経済財政省通達 No. 3388により変更されています。新制度についての詳細は、第2節で解説します。

3 パテント税の納付、パテント証明書の発行

上記のとおり、新実態課税制度下の納税者に該当し、新規に税務登録を行うすべての企業・会社は、パテントの登録および納付を行い、パテント証明書入手する必要があります。

パテント税は、納税者の種類およびその売上高に基づいて納税者の事業活動に対して課税される税金です（2015年12月25日付パテント税の回収管理のルールおよび手続に関する経済財政省令第1821号第4条）。

そして、パテント税は、以下のルールに基づいて納税されなければなりません。

- 複数の事業活動を有する納税者は、それぞれの事業活動についてパテント税を支払わなければなりません。主要事業活動を補助するその他の活動は、主要事業活動に含まれるものとみなされます。

- 同様の事業活動につき、異なる複数の場所（市または県）において支店、倉庫、工場、または工場を有する納税者は、当該市または県においてそれぞれのパテント税を支払わなければならない。同じ市または県内において複数の支店、倉庫、工場、または工場を有する場合においては、別途パテント税を支払う必要はありません。

パテントの登録および納税の申請手続きに関しては、まず、租税総局発行の税務登録申請書（末尾参考資料1）に必要情報を記入した上でこれを提出し、租税総局にてパテント税を納付する必要があります。基本的には、新規税務登録申請と同時に行われます。さらに、パテント税の納付金額は、上記の納税者の種類および事業活動の数により異なります。具体的には、以下のとおりです。

- 小規模納税者の納税金額は、4万リエル（約100USドル）
- 中規模納税者の納税金額は、120万リエル（約300USドル）
- 大規模納税者の納税金額は、20億リエルから100億リエルの売上を有する場合は300万リエル（約750USドル）、100億リエル以上の売上を有する場合は、500万リエル（約1,250USドル）

パテント税の納税後にパテント証明書が発行されることとなりますが、基本的には、上記税務登録およびVAT登録が完了し、税務登録証明書（税務登録カード）およびVAT登録証明書の発行と同時に発行されています。

[実務上の留意点 10] パテントに関する諸問題の発生

上述の通り、事業者は、その事業活動の内容に応じてパテント税を支払わなければならないため、取得予定のパテントが当該事業活動をカバーしているか否かが問題となります。

この点、2015年に税務総局によって具体的な事業区分が導入される以前は、できるだけ少ないパテントでできるだけ多くの事業をカバーできるよう、パテントに表示される事業目的を抽象的な文言で設定することが可能でした。しかし、具体的な事業区分の導入後は、文字通り、事業内容が細分化され、細分化された事業内容ごとにパテントを取得する必要があります。

例えば、以前は「貿易（Import and Export）」、「コンサルティング（Consulting）」という記載での登録が認められていましたが、現在は、貿易ではどのような物品を輸出入するのか、コンサルティングではどのようなコンサルティング業務を提供するのかなど、具体的な文言を入れ、物品・コンサルティングの内容ごとにパテントを取得する必要があります。

この点につき、税務調査時等の機会において、請求書と登録しているパテントの事業目的内容が一致しない場合、当該取引に関連して税務署からパテントの追加取得を要求される事例が見受けられます（指摘内容はかなり恣意的です）。具体的な指摘内容には、以下のよう

なものがあります。

- ・ 請求書の発行年から遡ってパテントの取得要求
- ・ 未納のパテント税に対する追徴課税の要求
- ・ 月次税務申告書類が受理されない

上記のような事態に直面しているケースがありますので、パテント登録における事業目的内容の選択には、注意が必要です。

4 付加価値税の登録（VAT 登録）、VAT 証明書の発行

上記パテント税の登録・納付に加えて、新実態課税制度下の納税者に該当するすべての会社は、VAT の登録を行う必要があります（税法 59 条、60 条、付加価値税に関する政令第 2 条）。対象事業者は、業務開始時点もしくは納税者が課税対象者となってから 30 日以内に VAT 登録を行う必要があります。実際の運用上は、前述の税務登録、パテント税の納付と同時に VAT 登録も行うケースが一般的となっています。

VAT の登録申請手続きに関しては、まず租税総局の所定の税務登録申請書（末尾参考資料 1）に必要情報を記入し、税務登録申請と共に租税総局に提出する必要があります。さらに、基本的に、VAT 証明書は、前述の税務登録手続きが完了し、税務登録証明書、パテント証明書の発行と同時に発行されています。

第2節 新税務登録に関する概要

上述の通り、2014年10月9日発行の税務登録に関する経済財政省令 No. 1139（2016年4月6日付税務登録に関する省令第496号によって修正）および同年10月20日発行の経済財政省通達 No. 3388により、徴税強化を目的として、税務登録の制度が変更されています。本規定はカンボジア国内で事業を行うすべての事業者（法人、個人を含む）に適用されます。

上記省令第496号第6条によれば、税務登録義務を有するすべての者は、所定の税務登録申請書の記入および必要書類の準備の上、直接税務署において申請を行うか、オンラインで登録申請を行うことができます。なお、実務的には、オンラインにおいて登録申請を行ったとしても、直接税務署において必要書類等を提出する必要があるため、下記のとおり取締役会議長や事業主の National Tax School への出頭が必要となっているため、オンラインによらないで登録申請を行うことが一般的となっています。

以下、新制度における税務登録申請手続について、解説します。

1 会社等の代表者の出頭義務

今回の制度変更における最も重要な変更点は、取締役会議長又は会社のオーナー（上記省令第496号第7条）が税務登録のために National Tax School に出向き、顔写真の撮影および指紋の登録を行う必要があることです。なお、外国人である取締役会議長や会社のオーナーがカンボジア国外に住居し、出頭することが困難な場合、取締役会のその他のメンバーに委任することができる場合があります。ちなみに、National Tax School に出頭する際には事前予約などは必要とされていません。所要時間は、National Tax School 内の混雑具合によりますが、現状では10分から1時間程度で完了する場合は通常です。

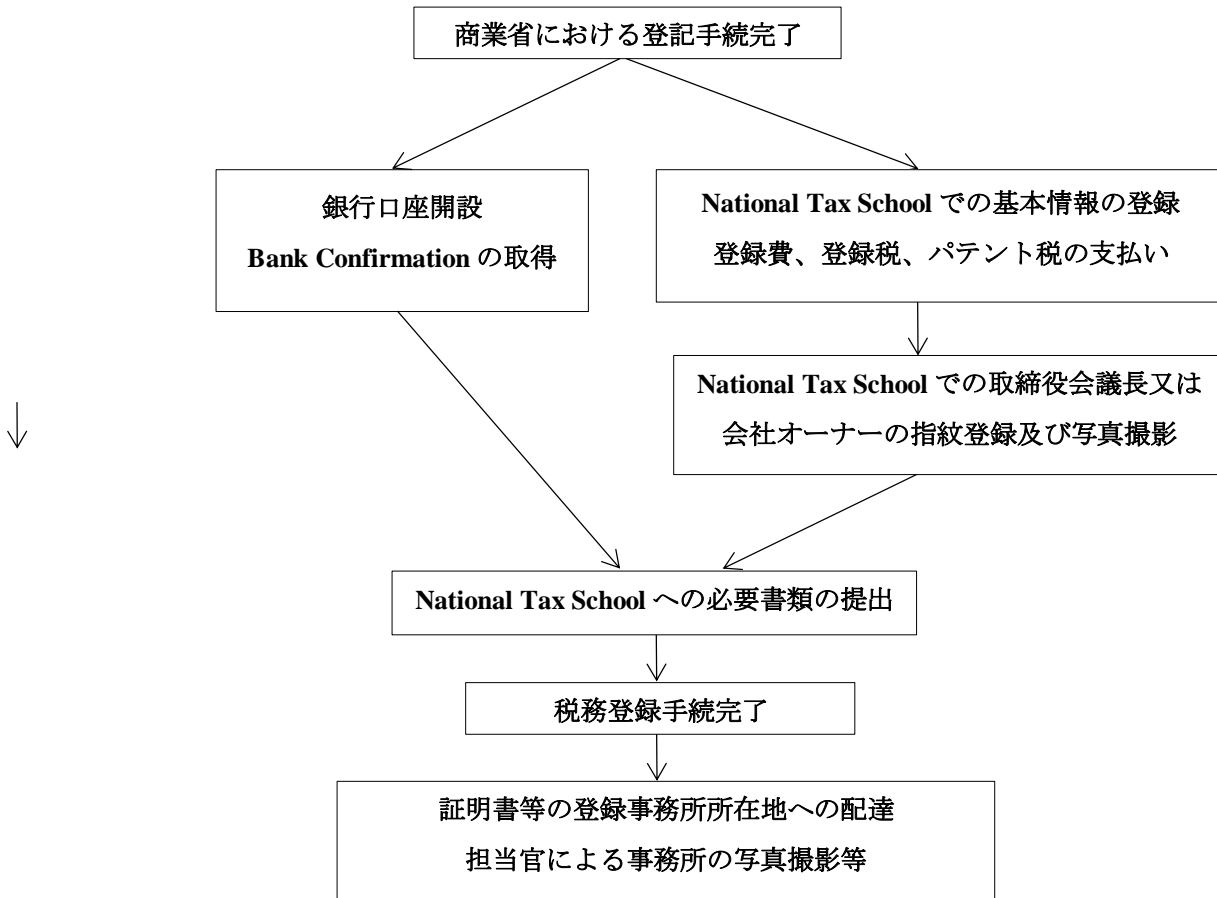
本手続が完了されなければ、パテント証明書、VAT 証明書、税務登録証明書（税務登録カード）等の税務登録関係の書類が発行されませんので、注意が必要です。

2 新税務登録手続の流れ

上記省令496号5条によれば、商業省での登記完了後（実務上、定款への商業省による押印日から）15営業日以内に、税務登録申請手続を開始する必要があります。

実務上、税務登録申請手続の流れは、以下図表11のとおりです。

[図表 11 具体的な新税務登録手続の流れ]



3 新税務登録に関する必要書類

上記の税務登録申請に関連して必要となる書類は以下の通りです。以前の税務登録より提出する書類が増加していますので、注意が必要です。

- (i) 租税総局発行の所定の申請フォーム（末尾参考資料5）
- (ii) 商業登記証明書等の各種証明書類の原本
- (iii) カンボジア公認銀行発行の銀行 Bank Confirmation
- (iv) 代表者のパスポートおよび商用ビザの写し（署名が必要）
- (v) 代表者の証明写真（3.5cm×4.5cm、裏面に代表者の署名が必要）
- (vi) 代表者の居住証明の原本
- (vii) 事務所賃貸契約書の写し
- (viii) 事務所オーナーが支払っている固定資産税の納税証明書の写し

[実務上の留意点 11] 居住証明提出の要否

居住証明については、以前、その様式をめぐって様々な問題がありましたが、現在は実務上、海外に居住しており、現地における居住証明書を取得できない場合には、海外に居住している旨を記載した書面を事業者が作成し、税務局に提出することによって居住証明と認められています。

[実務上の留意点 12] バーチャルオフィスやアパートメントでの登録の可否・懸念事項

実務上、バーチャルオフィス（事務所としては実体がなく、事務所住所のみ借りるケース）を住所として用いる手法による各種登録は認められています。しかしながら、バーチャルオフィス設置に関する懸念事項として以下の事項が挙げられます。

ア 税務リスク

実体がないため、業種によっては、監査の際に指摘を受ける可能性があります。例えば、貿易事業者の場合、監査の際に仕入物品や固定資産のチェックが事務所で行われる可能性があるため、その際の指摘リスクが残ります。

また、賃料がゼロもしくは低額すぎる場合においては、税務署から賃料に対する源泉徴収税（10%）のみなし課税が適用されたケースがあります。

イ 転貸リスク

バーチャルオフィスの場合、ほとんどのケースが転貸という形態となります。転貸人が倒産したり、大元の賃貸借契約が終了したりした場合、登録住所の権利関係が不確定となり、事務所住所の変更が余儀なくされる可能性があります。その場合において、各種登録変更にかかる費用負担のリスクが残ります。

次に、アパートなど集合住宅の一室を所在地として法人登記を進める場合についてですが、この場合においては、デスクやパソコン等事務所としての最低限の外観を備えるよう求められる事例や、稀ですが、商業省もしくは租税総局またはその両方で登録を拒否される事例が発生しております。

会社の住所登録をアパート物件で進めようとする場合、物件のオーナーが固定資産税を払っていない場合や、オーナーが納税証明書を開示しない場合もあるため、賃貸借契約締結の前に会社登記の可否について確認をすることが重要です。

4 新税務登録に関する必要情報

税務登録に関する申請書には以下の情報を記入する必要があります（付録参考資料1参照）。

<株主および取締役に関する情報>

- (i) 親会社の代表メールアドレス
- (ii) カンボジア国内の住所
- (iii) 会社からの給与額
- (iv) 個人のメールアドレスおよび電話番号
- (v) 代表者の住所の月次賃料

<事務所に関する情報>

- (vi) 事務所の電話番号
- (vii) 代表者の携帯番号
- (viii) 事務所の代表メールアドレス
- (ix) 月次事務所賃料

<従業員に関する情報>

- (x) 総従業員数
- (xi) 従業員の賃金総額

<銀行に関する情報>

- (xii) 銀行名
- (xiii) 銀行口座名
- (xiv) 銀行口座情報

<売上に関する情報>

- (xv) 最初の商品販売もしくはサービス提供日
- (xvi) 過去3ヶ月および12ヶ月の売上実績（リエル表記）
- (xvii) 今後3ヶ月および12ヶ月の売上実績（リエル表記）

5 納税手続

商業省での登記手続完了後、National Tax School での会社の基本情報の登録時に National Tax School において、納税窓口にて納税を行います。

ここでは、新規登録の際には、登録費として40万リエル（約100USドル）、登録税として100万リエル（約250USドル）及びパテント税を収める必要があります。

上記納税手続後、取締役会議長又は会社オーナーの指紋登録及び写真撮影が行われます（上記1参照）。

6 税務登録完了および書類の発行

上記のとおり、National Tax School における写真撮影および指紋登録が完了し、税務登録に関するすべての必要書類が提出された後、上記省令第 496 号によれば 7 日から 10 日間後に税務登録が完了するとされていますが、実務上の所要期間は、1 ヶ月から 2 ヶ月半になります。

さらに、税務登録完了後、租税総局の担当者が会社の現地を調査し、事務所の写真撮影および会社住所の GPS データを取得しますが、通常、その際に税務登録完了後のすべての正式書類が届けられます。

会社または個人事業の税務登録完了後に発行される正式書類は以下のとおりです。

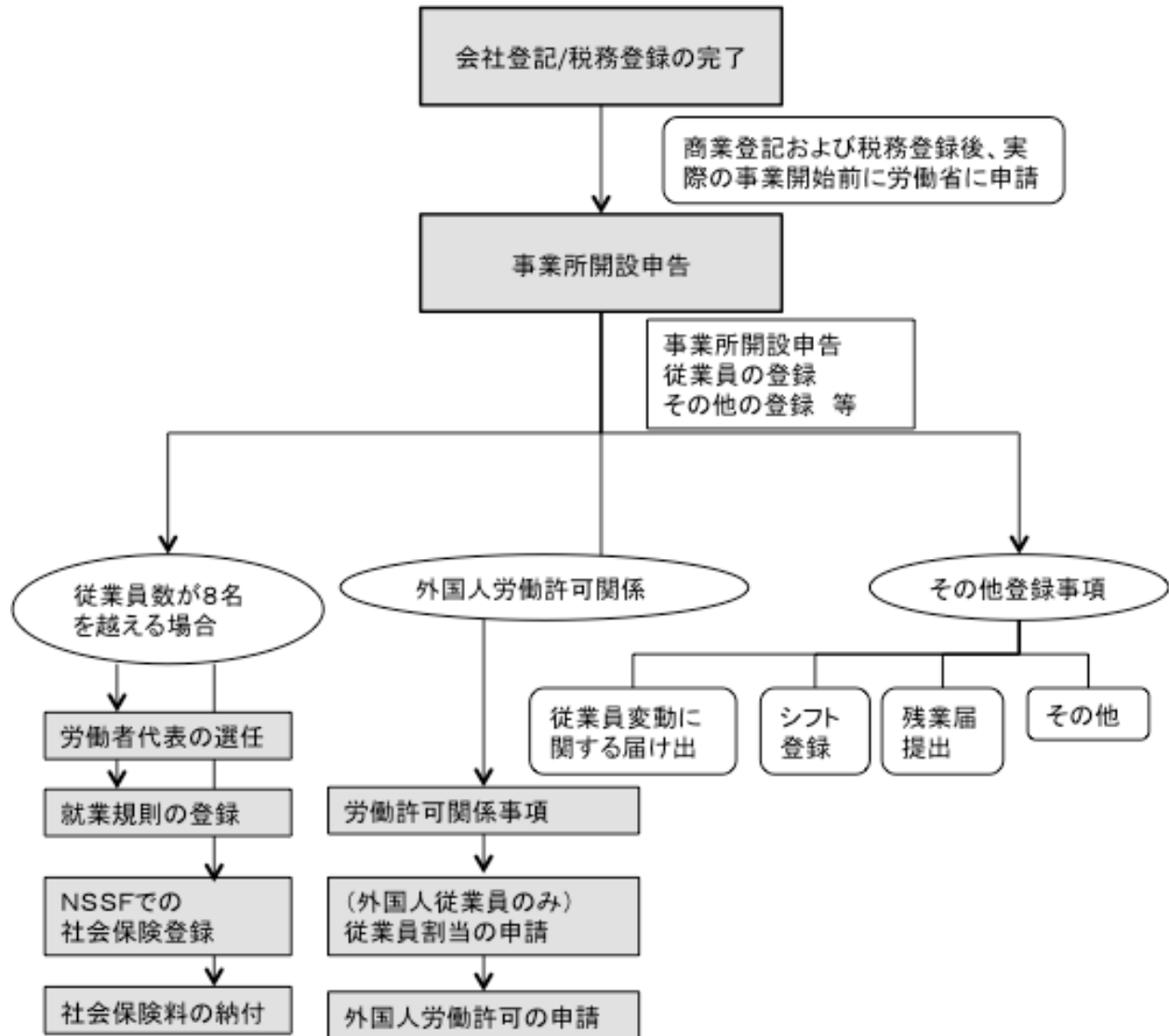
- VAT 登録証明書
- 税務登録証明書（税務登録カード）
- パテント証明書
- 税務申告に関する通知書

第4章 労働省における申請実務

労働省での実施すべき事項は図表12の通りです。

本章では事業所開設申告についてのみ解説します（その他事業所開設申告以外の事項につきまして、カンボジア労務マニュアル⁵をご参照下さい）。

[図表12 労働省での申請登録フロー]



⁵ JETRO ウェブサイトから入手可能 (http://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/law/pdf/labor_manual_jp2.pdf)。

カンボジア労働法が適用されるすべての事業者は、事業所を開設するときは、労働職業訓練省（Ministry of Labor and Vocational Training、以下「労働省」といいます。）に対し、申告を行う必要があります（労働法 17 条 1 項）。

当該申告は、企業または事業所開設の申告とし、書面で作成した上、実際の企業または事業所の開設前に、労働省に対し、提出する必要があると規定されています（労働法 17 条 1 項）。

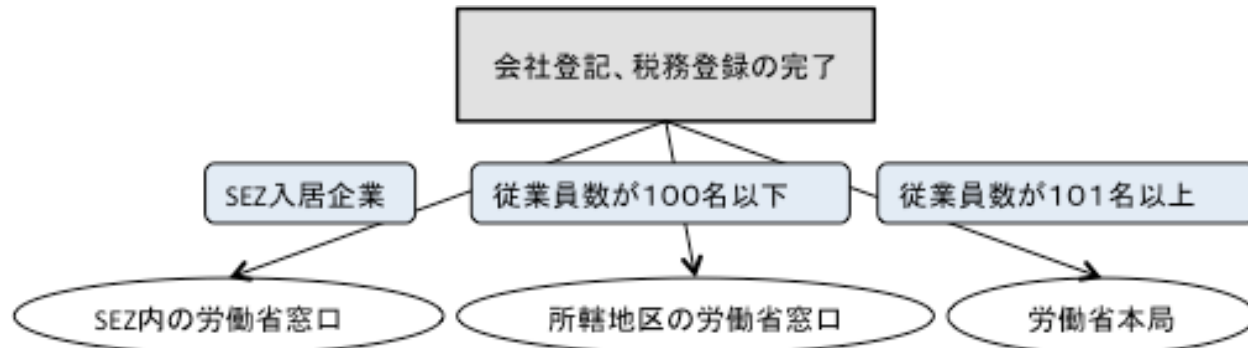
また、例外的に継続して 8 人に満たない労働者を雇用し、機械設備を使用していない使用者は、前項の申告を企業または事業所の開設の日から 30 日以内に労働省に提出する必要があります（労働法 17 条 2 項）。したがって、少なくとも 8 人以下の事業所については、開設後 30 日以内に労働省に事業所開設申告（Declaration of Opening Enterprise）を行う必要があります。

1 事業所開設申告等の申請の流れ

(1) 所轄労働省担当窓口の特定

実務上、事業所の場所および従業員の数によって、申請する窓口が異なります。申請窓口は以下の図表 13 の通りです。

[図表 13 労働省への申請窓口]



申請書類の作成、準備

(2) 労働省への手続については、以下の 3 つの申請を行う必要があります。

ア 事業所開設申告（Declaration of Opening Enterprise、従業員登録を含む）に関する申請

事業所を開設し、従業員を採用したことを労働省に届け出るための手続です。

イ 会社台帳登録（Registration of Enterprise Ledger）に関する申請

労働省からの監査の際に監査内容を記載する台帳を発行するための手続です。

ウ 従業員給与台帳登録 (Registration of Payroll) に関する申請

従業員の給与を記載する台帳を発行するための手続です。また、会計システムや勤怠管理システムなどで管理する場合は、別途システムを利用することに対する許可を得る手続が必要です。

なお、申請フォームはすべてカンボジア語表記にて作成される必要があります。

- | |
|---------------------------------|
| (i) 労働省所定の申請フォーム (末尾参考英訳 2、3、4) |
| (ii) 設立証明書、パテント証明書等の各種証明書類の写し |

[実務上の留意点 13] 申請フォーマットは窓口により異なる

労働省への申請フォーマットは申請窓口毎に異なるケースが多いため、注意が必要です。事前に労働省の申請窓口において、申請フォーマットの内容について、窓口の担当者が想定している書類と同じかどうかについて確認する必要があります。
--

(3) 申請費用の納付

労働省に支払うべき申請費用は、「Joint Prakas #1009 MEF.P dated 28th December, 2012 on the Provision of Public Services of the Ministry Labour and Vocational Training」という省令にて正式な費用が記載されています。図表 14 をご確認ください。

なお、申請費用については、従業員数によって異なりますので、注意が必要です。

[図表 14 事業所開設申告における申請費用一覧]

従業員数が 1~7 名の事業所の場合

事業所開設申告費用 (Declaration of Opening Enterprise)	2 万リエル (約 5US ドル)	日数 : 15 日
会社台帳発行費用 (Registration of Enterprise Ledger)	6 万リエル (約 15US ドル)	日数 : 7 日
従業員給与台帳発行費用 (Registration of Payroll)	8 万リエル (約 20US ドル)	日数 : 7 日
会計システムや勤怠管理システム等で給与 管理を行う場合 (Payroll with computer system)	20 万リエル (約 50US ドル)	日数 : 7 日

従業員数が 8～100 名の事業所の場合

事業所開設申告費用 (Declaration of Opening Enterprise)	3 万リエル (約 7.5US ドル)	日数 : 15 日
会社台帳発行費用 (Registration of Enterprise Ledger)	6 万リエル (約 15US ドル)	日数 : 7 日
従業員給与台帳発行費用 (Registration of Payroll)	8 万リエル (約 20US ドル)	日数 : 7 日
会計システムや勤怠管理システム等で給与 管理を行う場合 (Payroll with computer system)	20 万リエル (約 50US ドル)	日数 : 7 日

従業員数が 101～500 名の事業所の場合

事業所開設申告費用 (Declaration of Opening Enterprise)	10 万リエル (約 25US ドル)	日数 : 15 日
会社台帳発行費用 (Registration of Enterprise Ledger)	8 万リエル (約 20US ドル)	日数 : 7 日
従業員給与台帳発行費用 (Registration of Payroll)	12 万リエル (約 30US ドル)	日数 : 7 日
会計システムや勤怠管理システム等で給与 管理を行う場合 (Payroll with computer system)	20 万リエル (約 50US ドル)	日数 : 7 日

従業員数が 501 名以上の事業所の場合

事業所開設申告費用 (Declaration of Opening Enterprise)	20 万リエル (約 50US ドル)	日数 : 15 日
会社台帳発行費用 (Registration of Enterprise Ledger)	8 万リエル (約 20US ドル)	日数 : 7 日
従業員給与台帳発行費用 (Registration of Payroll)	12 万リエル (約 30US ドル)	日数 : 7 日
会計システムや勤怠管理システム等で給与 管理を行う場合 (Payroll with computer system)	20 万リエル (約 50US ドル)	日数 : 7 日

[実務上の留意点 13] 申請費用および申請期間に関する注意点

上記のように申請費用および申請期間が定められていますが、実務上においてはほとんど守られていない状態となっています。費用については、上記費用に加えて、一定のプロセッシング費用の支払いが要求されることがあります。当該費用の支払いは、コンプライアンスおよび税務上の問題がありますので、外部専門家に相談されることをお勧めします。

また、申請期間についても上記期限内に発行されることは非常に稀です。各種登録については、1ヶ月から2ヶ月程度を要することが一般的となっていますので、注意が必要です。

(4) 証明書類の発行

各種申請後、労働省所轄から認証を受けた証明書が発行されます。①事業所開設証明書、②従業員登録証明書、③会社台帳、④給与台帳（または、システムでの給与処理承認証明書）が発行されます

付録 参考資料一覽

【参考資料 1 新稅務登録申請書（租稅總局）】

ក្រសួងសេដ្ឋកិច្ចនិងហិរញ្ញវត្ថុ
MINISTRY OF ECONOMY AND FINANCE
អគ្គនាយកដ្ឋានពន្ធដារ
GENERAL DEPARTMENT OF TAXATION



ព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា
KINGDOM OF CAMBODIA
ជាតិ សាសនា ព្រះមហាក្សត្រ
NATION RELIGION KING

ទម្រង់ ១០៩ / FORM 101

ពាក្យស្នើសុំចុះបញ្ជីពន្ធដារ
(របៀបស្ម័គ្រចិត្ត)

APPLICATION FORM FOR TAX REGISTRATION
(SELF ASSESSMENT)

សម្រាប់ប្រើប្រាស់ផ្ទៃក្នុង / Tax official use only

លេខអត្តសញ្ញាណកម្មសារពើពន្ធ
Tax Identification Number (TIN)

សម្រាប់បិទបាត់កូដ/Stick bar code here!

I. ព័ត៌មានសហគ្រាស / ENTERPRISE INFORMATION

1. ព័ត៌មាននៃការស្នើសុំចុះបញ្ជីពន្ធដារ / INFORMATION FOR TAX REGISTRATION

ឈ្មោះសហគ្រាស
Name of enterprise

ឈ្មោះសហគ្រាសជាអក្សរឡាតាំង
Name of enterprise in Latin

ចុះបញ្ជីនៅ នាយកដ្ឋានគ្រប់គ្រងអ្នកជាប់ពន្ធនៃ សាខាពន្ធដារ
Registered at Department of Large Taxpayers Tax Branch

ឆ្នាំជាប់ពន្ធរបស់សហគ្រាស ចាប់ពី ដល់
Tax year for enterprise Start date End date

2. អាសយដ្ឋានទីចាត់ការសហគ្រាស / HEAD OFFICE ADDRESS

ផ្ទះលេខ/អគារ ផ្លូវ ភូមិ
House N°/Building Street Village

ឃុំ/សង្កាត់ ក្រុង/ស្រុក/ខណ្ឌ ខេត្ត/រាជធានី
Commune District Province/City

សារអេឡិកត្រូនិក ប្រអប់សំបុត្រ/ប្រអប់សំបុត្រអេឡិកត្រូនិក
Email P.O. Box / Electronic mail box

ទូរស័ព្ទចល័ត ទូរស័ព្ទលើតុ ទូរសារ
Mobile phone Office telephone Fax

តើអចលនទ្រព្យដែលមានអាសយដ្ឋានខាងលើនេះជាកម្មសិទ្ធិរបស់សហគ្រាសផ្ទាល់ ឬជួល? / Is the property of this above address owned by enterprise or rented?

កម្មសិទ្ធិ តើទីចាត់ការសហគ្រាសនេះមានលេខអត្តសញ្ញាណកម្មអចលនទ្រព្យដែរឬទេ? គ្មាន មាន
Owned Does this head office address have property identification number (PIN)? No Yes

បើមាន សូមបំពេញលេខអត្តសញ្ញាណកម្មអចលនទ្រព្យ
If Yes, please fill property identification number (PIN)

ជួល សូមបញ្ជាក់ថ្លៃជួល/ខែ តើទីចាត់ការសហគ្រាសដែលជួលនេះមានលេខអត្តសញ្ញាណកម្មអចលនទ្រព្យដែរឬទេ?
Rent please state rental fee/month Does this rental head office have property identification number (PIN)?

គ្មាន មាន បើមានសូមបំពេញលេខអត្តសញ្ញាណកម្មអចលនទ្រព្យ
No Yes please fill property identification number (PIN)

3. អាសយដ្ឋានអាជីវកម្មគោលដើម / MAIN BUSINESS ADDRESS

តើអាសយដ្ឋានអាជីវកម្មគោលដើមដូចអាសយដ្ឋានទីចាត់ការសហគ្រាសខាងលើដែរឬទេ?
Is your main business address same as your head office address?

ដូច មិនដូច
Yes No

បើដូច ពុំចាំបាច់បំពេញព័ត៌មានខាងក្រោម
If Yes, no need to fill any information below

បើមិនដូច សូមបំពេញបន្ថែមខាងក្រោម
If No, please fill information below

ផ្ទះលេខ/អគារ ផ្លូវ ភូមិ
House N°/Building Street Village

ឃុំ/សង្កាត់ ក្រុង/ស្រុក/ខណ្ឌ ខេត្ត/រាជធានី
Commune District Province/City

សារអេឡិកត្រូនិក ប្រអប់សំបុត្រ/ប្រអប់សំបុត្រអេឡិកត្រូនិក
Email P.O. Box / Electronic mail box

ទូរស័ព្ទចល័ត ទូរស័ព្ទលើតុ ទូរសារ
Mobile phone Office telephone Fax

តើអចលនទ្រព្យដែលមានអាសយដ្ឋានខាងលើនេះជាកម្មសិទ្ធិរបស់សហគ្រាសផ្ទាល់ ឬជួល? / Is the property of this above address owned by enterprise or rented?

កម្មសិទ្ធិ តើអាសយដ្ឋានអាជីវកម្មគោលដើមនេះមានលេខអត្តសញ្ញាណកម្មអចលនទ្រព្យដែរឬទេ? គ្មាន មាន
Owned Does your main business address have property identification number (PIN)? No Yes

បើមាន សូមបំពេញលេខអត្តសញ្ញាណកម្មអចលនទ្រព្យ
If Yes, please fill property identification number (PIN)

ជួល សូមបញ្ជាក់ថ្លៃជួល/ខែ តើអាសយដ្ឋានអាជីវកម្មគោលដើមដែលជួលនេះមានលេខអត្តសញ្ញាណកម្មអចលនទ្រព្យដែរឬទេ?
Rent please state rental fee/month Does this rental main business address have property identification number (PIN)?

គ្មាន មាន បើមានសូមបំពេញលេខអត្តសញ្ញាណកម្មអចលនទ្រព្យ
No Yes If Yes, please fill property identification number (PIN)

4. ឯកសារចុះបញ្ជីចេញដោយក្រសួងពាណិជ្ជកម្ម ឬក្រសួង ស្ថាប័នពាក់ព័ន្ធ / DOCUMENTS ISSUED BY MINISTRY OF COMMERCE OR OTHER MINISTRIES/ INSTITUTIONS

ឈ្មោះស្ថាប័ន
Name of institution

លេខចុះបញ្ជី
Registration N°

កាលបរិច្ឆេទ
Date of registration

DD MM YY YY

5. ទ្រង់ទ្រាយសហគ្រាស / FORMS OF BUSINESS

សហគ្រាសឯកបុគ្គលទទួលខុសត្រូវមានកម្រិត
Single member private limited company

ក្រុមហ៊ុនសហគម្មសិទ្ធិទូទៅ
Partnership

ក្រុមហ៊ុនឯកជនទទួលខុសត្រូវមានកម្រិត
Private limited company

ក្រុមហ៊ុនមហាជនទទួលខុសត្រូវមានកម្រិត
Public limited company

ក្រុមហ៊ុនសហគម្មសិទ្ធិទទួលខុសត្រូវមានកម្រិត
Limited partnership

សហគ្រាសឯកបុគ្គល
Sole proprietorship

ការិយាល័យតំណាង
Representative office

សហគ្រាសរដ្ឋ
State owned company

អង្គការក្រៅរដ្ឋាភិបាល
Non governmental organization

ក្រុមហ៊ុនចម្រុះ
Joint venture company

សហគ្រាសសាធារណៈ
Public company

ទ្រង់ទ្រាយដទៃទៀត សូមបញ្ជាក់
Other forms of business Please specify

6. សកម្មភាពអាជីវកម្ម / BUSINESS ACTIVITIES

សកម្មភាពអាជីវកម្មចម្បង
Main business activities

សកម្មភាពអាជីវកម្មបន្ថែម
Additional business activities

7. ព័ត៌មានស្តីពីនិយោជិត / EMPLOYEE INFORMATION

ចំនួននិយោជិត
Number of employees

ប្រាក់ខែសរុប
Total salary

8. ព័ត៌មានអំពីគណនីធនាគារ / BANK ACCOUNT INFORMATION

ឈ្មោះធនាគារ
Name of bank

ឈ្មោះគណនី
Account name

លេខគណនី
Account number

តើលោកអ្នកមានព័ត៌មានស្តីពីគណនីធនាគារលើសពីមួយឬទេ?
Do you have other bank account information?

គ្មាន
No

មាន
Yes

▶ បើមាន សូមបំពេញព័ត៌មានបន្ថែមនៅ ទម្រង់ ១០១-A
If Yes, please fill additional information in form 101-A

9. ពន្ធប៉ាតង់ / PATENT TAX

ខ្ញុំបាទ / នាងខ្ញុំស្នើសុំប្រកាសបង់ពន្ធប៉ាតង់ប្រចាំឆ្នាំ
I apply for patent tax payment for the year of

YY YY YY YY

ចំនួនសកម្មភាពអាជីវកម្ម
Numbers of business activities

ប្រាក់ពន្ធប៉ាតង់ក្នុង១សកម្មភាព
Amount of patent tax per business activity

៛ ទឹកប្រាក់ពន្ធប៉ាតង់សរុបចំនួន
Total amount of patent tax

0.00 ៛

10. ពន្ធប្រចាប់ត្រា / REGISTRATION TAX

ខ្ញុំបាទ / នាងខ្ញុំស្នើសុំប្រកាសបង់ពន្ធប្រចាប់ត្រាលើលក្ខន្តិកៈក្រុមហ៊ុន
I apply for paying registration tax with amount of

11. ផ្លាកយីហោ / ផ្លាកផ្សាយពាណិជ្ជកម្ម / COMPANY SIGNS / BUSINESS BILLBOARDS

តើសហគ្រាសលោកអ្នកបានលើកផ្លាកយីហោឬនៅ?
Does your enterprise tag with business sign/billboard?

គ្មាន
No

មាន
Yes

▶ បើមាន សូមបំពេញឈ្មោះផ្លាកយីហោខាងក្រោម
If Yes, Please fill business sign/billboard below

Blank space for business sign/billboard information.

III. ព័ត៌មានស្តីពីសាខាសហគ្រាស / COMPANY BRANCH INFORMATION

តើសហគ្រាសរបស់លោកអ្នកមានសាខាដទៃទៀត? គ្មាន មាន បើមានសូមបំពេញបន្ថែមខាងក្រោម
 Does your enterprise have any branches? No Yes If Yes, please fill below

1. សាខា / BRANCHES

ឈ្មោះ: _____
 Name
 ឈ្មោះជាអក្សរឡាតាំង _____
 Name in Latin
 សកម្មភាពអាជីវកម្ម _____
 Business activities
 ផ្ទះលេខ/អគារ _____ ផ្លូវ _____ ភូមិ _____
 House N°/Building Street Village
 ឃុំ/សង្កាត់ _____ ក្រុង/ស្រុក/ខណ្ឌ _____ ខេត្ត/រាជធានី _____
 Commune District Provincial/City
 សារអេឡិចត្រូនិក _____ ប្រអប់សំបុត្រ/ប្រអប់សំបុត្រអេឡិចត្រូនិក _____
 Email P.O. Box / Electronic mail box
 ទូរស័ព្ទចល័ត _____ ទូរស័ព្ទលើតុ _____ ទូរសារ _____
 Mobile phone Office telephone Fax

តើអចលនទ្រព្យដែលមានអាសយដ្ឋានខាងលើជាកម្មសិទ្ធិរបស់សាខាសហគ្រាស ឬជួល? / Is the property of this above address owned by company or rented?

កម្មសិទ្ធិ តើអាសយដ្ឋានខាងលើនេះមានលេខអត្តសញ្ញាណកម្មអចលនទ្រព្យដទៃទៀត? គ្មាន មាន
 Owned Does this above address have property identification number (PIN)? No Yes
 បើមាន សូមបំពេញលេខអត្តសញ្ញាណកម្មអចលនទ្រព្យ _____
 If Yes, please fill property identification number (PIN)
 ជួល សូមបញ្ជាក់ថ្ងៃឈ្នួល/១ខែ _____ តើអាសយដ្ឋានដែលជួលនេះមានលេខអត្តសញ្ញាណកម្មអចលនទ្រព្យដទៃទៀត?
 Rent please state rental fee/month Does this rental address have property identification number (PIN)?
 គ្មាន មាន បើមាន សូមបំពេញលេខអត្តសញ្ញាណកម្មអចលនទ្រព្យ _____
 No Yes If Yes, please fill property identification number (PIN)

ឈ្មោះអ្នកគ្រប់គ្រងសាខា _____
 Name of branch manager
 ឈ្មោះអ្នកគ្រប់គ្រងសាខាជាអក្សរឡាតាំង _____
 Name of branch manager in Latin

តើលោកអ្នកមានសាខា ឬឃ្នងស្តុកទំនិញ លើសពីមួយទៀត? គ្មាន មាន បើមាន សូមបំពេញព័ត៌មានបន្ថែមនៅ ទម្រង់ ១០១-C
 Do you have other company branches or warehouse? No Yes If Yes, please fill additional information in form 101-C

IV. ការប៉ាន់ស្មានចលនាបរិច្ចាគ / ESTIMATION OF TURNOVER

1. កាលបរិច្ឆេទធ្វើការផ្គត់ផ្គង់ទំនិញឬសេវាដំបូង
 Date of first supplies of goods or services

ផលបរិច្ចាគនៃការផ្គត់ផ្គង់ទំនិញឬសេវាក្នុងរយៈពេល ៖ Turnover of supplies of goods or services in	A	៣ ខែកន្លងមក The last 3 months	៖
	B	១២ ខែកន្លងមក The last 12 months	៖
ប៉ាន់ស្មានផលបរិច្ចាគនៃការផ្គត់ផ្គង់ទំនិញឬសេវាក្នុងរយៈពេល ៖ Anticipated turnover of supplies of goods or services in	C	៣ ខែខាងមុខ The next 3 months	៖
	D	១២ ខែខាងមុខ The next 12 months	៖

សេចក្តីប្រកាស / DECLARATION

ខ្ញុំបាទ/នាងខ្ញុំ សូមធានាថាព័ត៌មាន និងព័ត៌មានដែលបានបំពេញខាងលើ និងភ្ជាប់នៅក្នុងពាក្យស្នើសុំនេះពិតជាត្រឹមត្រូវ។
 I declare that the information provided in this application including all attachments is true and correct.

កាលបរិច្ឆេទ
 Date

ហត្ថលេខានិងត្រា
 Signature and stamp

ឈ្មោះ: _____
 Name
 តំណាង: _____
 Position
 លេខទូរស័ព្ទ _____
 Telephone N°

សម្គាល់៖ ចំពោះសំណុំឯកសារភ្ជាប់ទាំងអស់ដែលជាច្បាប់ថតចម្លងត្រូវមានការបញ្ជាក់ពីមន្ត្រីពន្ធដារមានសមត្ថកិច្ច ឬពី ក្រសួង ស្ថាប័ន ពាក់ព័ន្ធ។
 Note: All copied documents attached must be certified by tax official in charge or by other ministries/ institutions.

- 1- លិខិតបញ្ជាក់ការចុះបញ្ជីដែលចេញដោយក្រសួងពាណិជ្ជកម្ម ឬក្រសួង ស្ថាប័នពាក់ព័ន្ធ
Documents issued by ministry of commerce or other ministries/ institutions ច្បាប់ដើម
Original
- 2- លក្ខន្តិកៈក្រុមហ៊ុន (សហគ្រាសនីតិបុគ្គល)
Company's memorandum and articles of association ច្បាប់ដើម
Original
- 3- លិខិតបញ្ជាក់ការតម្កល់ដើមទុនចុះបញ្ជីនៅធនាគារ
Bank certified letter of capital deposit ច្បាប់ថតចម្លង
Certified copy
- 4- អត្តសញ្ញាណប័ណ្ណសញ្ជាតិខ្មែរ ឬលិខិតឆ្លងដែន
Cambodian identification card or passport ច្បាប់ថតចម្លង
Certified copy
- 5- សៀវភៅគ្រួសារ ឬសៀវភៅស្នាក់នៅ
Family record book or residence book ច្បាប់ថតចម្លង
Certified copy
- 6- លិខិតបញ្ជាក់ការស្នាក់នៅ ដែលចេញដោយអាជ្ញាធរមានសមត្ថកិច្ច (សម្រាប់ជនបរទេស)
Residency letters issued by local authority ច្បាប់ដើម
Original
- 7- រូបថតបច្ចុប្បន្នដែលមានទំហំ ៣៥ X ៤៥ មីលីម៉ែត្រ ចំនួន ០១សន្លឹក របស់អភិបាល ម្ចាស់ភាគហ៊ុន បណ្តាធិការ
A current photo with size 35 x 45 mm of board of directors, shareholders or representatives certified by chairperson of board of directors ច្បាប់ដើម
Original
- 8- ប័ណ្ណកម្មសិទ្ធិកាន់កាប់ទីតាំង ឬកិច្ចសន្យាជួលទីតាំងប្រកបអាជីវកម្ម
Certificate of title or location rental contract ច្បាប់ថតចម្លង
Certified copy
- 9- លិខិតបញ្ជាក់ការបង់ប្រាក់ពន្ធលើអចលនទ្រព្យ ឬព័ត៌មានអចលនទ្រព្យ (ប្រសិនបើមាន)
Property tax return or invoices (If any) ច្បាប់ថតចម្លង
Certified copy
- 10- វិញ្ញាបនបត្រចុះបញ្ជីរបស់គណៈកម្មាធិការវិនិយោគកម្ពុជា ឬគណៈកម្មាធិការតំបន់សេដ្ឋកិច្ចពិសេសកម្ពុជា
Certificate issued by Cambodia investment board or special economic zone board or sub-committee on investment of the provinces-municipalities (Qualified Investment Projects) QIP ច្បាប់ថតចម្លង
Certified copy
- 11- អាជ្ញាប័ណ្ណដែលចេញដោយក្រសួង ស្ថាប័ន មានសមត្ថកិច្ច (ប្រសិនបើមាន)
Letter issued by competent ministries or institutions (if any) ច្បាប់ថតចម្លង
Certified copy

កាលបរិច្ឆេទ
 Date

ហត្ថលេខានិងត្រា
 Signature and stamp

ឈ្មោះ
 Name

តំណែង
 Position

លេខទូរស័ព្ទ
 Telephone N°



ទម្រង់ FORM TPP 01

[Reset a Form](#)

**ទម្រង់ស្នើសុំចុះបញ្ជីព័ត៌មានបុគ្គល
 TAXPAYER REGISTER FORM**

១. ព័ត៌មានផ្ទាល់ខ្លួន / PERSONAL DETAIL

ឈ្មោះ: ឈ្មោះជាឡាតាំង:

ភេទ: ប្រុស ស្រី ថ្ងៃខែឆ្នាំកំណើត: ជនជាតិ:

សញ្ជាតិ: លេខអត្តសញ្ញាណប័ណ្ណ លេខលិខិតឆ្លងដែន

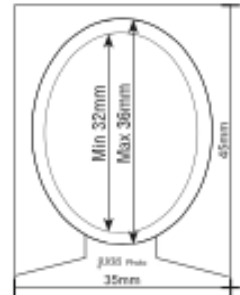
មុខរបរបច្ចុប្បន្ន:

សារអេឡិចត្រូនិក: លេខទូរស័ព្ទ:

ទីកន្លែងកំណើត

ភូមិ: ឃុំ/សង្កាត់:

ក្រុង/ស្រុក/ខណ្ឌ: ខេត្ត/រាជធានី:



អាសយដ្ឋានទីស្នាក់ការសហគ្រាសបច្ចុប្បន្ន / Current registered office Address

ផ្ទះលេខ: ផ្លូវ: ភូមិ:

ឃុំ/សង្កាត់: ក្រុង/ស្រុក/ខណ្ឌ: ខេត្ត/រាជធានី:

សារអេឡិចត្រូនិក: ទូរស័ព្ទលើក / ទូរស័ព្ទលើក្រុម:

២. ព័ត៌មានគ្រួសារ / INFORMATION

តើលោក-លោកស្រី មានប្តី ឬប្រពន្ធ ទេ? គ្មាន មាន ប្តី ប្រពន្ធ បើមាន សូមបំពេញព័ត៌មានខាងក្រោម
 Do you have spouse? No Yes Husband Wife If Yes, Please fill information below

ឈ្មោះ: ឈ្មោះជាឡាតាំង:

ភេទ: ប្រុស ស្រី ថ្ងៃខែឆ្នាំកំណើត: ជនជាតិ:

សញ្ជាតិ: លេខអត្តសញ្ញាណប័ណ្ណ លេខលិខិតឆ្លងដែន

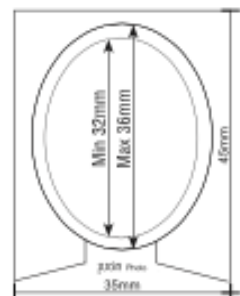
មុខរបរបច្ចុប្បន្ន:

សារអេឡិចត្រូនិក: លេខទូរស័ព្ទ:

ទីកន្លែងកំណើត

ភូមិ: ឃុំ/សង្កាត់:

ក្រុង/ស្រុក/ខណ្ឌ: ខេត្ត/រាជធានី:



អាសយដ្ឋានទីស្នាក់ការសហគ្រាសបច្ចុប្បន្ន តើអាសយដ្ឋានលោក-លោកស្រី ដូចអាសយដ្ឋាន ប្តី ឬប្រពន្ធ? មិនដូច ដូច បើដូចមិនចាំបាច់ពេញអាសយដ្ឋានខាងក្រោម
 Current registered office Address Do you have the same address as your spouse? No Yes If No, please fill information below

ផ្ទះលេខ: ផ្លូវ: ភូមិ:

ឃុំ/សង្កាត់: ក្រុង/ស្រុក/ខណ្ឌ: ខេត្ត/រាជធានី:

សារអេឡិចត្រូនិក: ទូរស័ព្ទលើក / ទូរស័ព្ទលើក្រុម:

**KINGDOM OF CAMBODIA
NATION RELIGION KING

DECLARATION OF OPENING ENTERPRISE

1. **Name of Enterprise:**
2. **Date of Opening Enterprise:**
3. **Address of Head Office :**
 Phone: **Fax:**
 - Owner of Enterprise:
 - Director: **Nationality:**
4. **Form of Enterprise:**
5. **Type of Enterprise:**
6. **Address of Office:**
 Phone: **Fax:**
7. **Total Employees: staff Female: Male:**
 - Employee age between 15-18 years old: 00 staff
 - Foreign staff: staff Female: Male:
8. **Duration and type of work for women or children if contradictory: No**
9. **Children under 18 years old staying in the company: 00 people Female: 00**
10. **Constructor and Hazardous Materials: No**
11. **Weekly Holiday:**

Phnom Penh, 2020

Director

【参考資料 3 従業員登録申請書（英訳、労働省）】

Unofficial Translation

Declaration of Staff

Name of Enterprise: Address: Phone Number: Name of Owner: Name of Director : Nationality:						Business Objective: Main Products: N/A Type of Enterprise :				Current Staff : Average number of staff :			
No.	Surname and Name	Sex	Nationality	Date of Birth	Work Permit No.	Monthly Salary	Method of Salary Payment	Start Working Date	Position	Education	Working hour/week	Remark of Department	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
A. Management Department													
							Twice a month						
B. Office staff													
							Twice a month						
							Twice a month						
C. Skill staff													
							Twice a month						
							Twice a month						
							Twice a month						
							Twice a month						

Completed by No. Only.

Phnom Penh,.....2020
Director

Unofficial Translation

KINGDOM OF CAMBODIA

NATION RELIGION KING

Director of

TO

Chairman of Department of Labor Inspection

Objective: Application of Requesting on Using Payroll System.

Reference: Prakas No. 269 SKBY, issued on 11 October, 2001, on Using of Payroll System

Regarding the above Objective and Reference, I hereby would like to inform Chairman that in order to make payment for employees on time and to make it easy for employees to withdraw their salary in a short period of time, my company decided to arrange Payroll System instead of Payroll Ledger.

Regarding the above mention, I would like to request Chairman to approve my company to use Payroll System.

Please accept, Chairman, my highest respect.

Phnom Penh,

Director

